

三井養之助（高明）ロンドン来状

ここに紹介するのは、明治一年一月に三井物産会社から外国の商事研修を兼ねて、ロンドン出張員として派遣された三井養之助の四年間にわたる書状、日誌の類である。これらは現在整理途中にある小石川三井家旧蔵史料の中から発見された。明治九年七月一日に発足した三井物産会社の創業期の海外支店関係史料の数少ない一つであり、当時のロンドンおよびパリ支店の様子を垣間見ることができる。なお、内容を補なうため、三井高喜、三井高景、伊達忠七の書状を加え、付録として関連する大蔵省「荷為替貸金取扱命令書」（物産二六二一一）、および三井物産会社「^{（ロンドン）}龍動出張員心得」（物産五四）を掲載することとした。

養之助の書状は二二通あり、うち一五通は父高喜宛（父母宛一通含む）、七通が長兄高景に宛てたものである。父高喜宛の内容が主に英國の気候、社会、経済、邦人との交流等諸般の情況報告、日本からの通信に答えたものに対する対し、兄高景に宛てたも

のは、英國女性との結婚の相談という、全くのプライベートな問題が主たる内容となつていて、後者に関していえば、時期的には明治一二年一月から一三年一月に集中して書かれており、ロンドン代理店が支店となり、笛瀬元明（後述）が同支店支配人に着任したことが大きく関わっている。また、養之助の日誌は明治一年一二月一日から一二月二十四日分まであり、縦書き用便箋の最後の行が「十二月廿五日」で終っているので、このあとに続く分があつたであろうことを推測させる。この日誌は短期間分しかないとはいっても、養之助のロンドンでの日常生活に加えて、後日物産ニューヨーク支店の荷為替取扱人に取り立てられる山尾熊三や、大蔵大輔松方正義はじめとする政府関係者との交流のことなどが記録されていて、内容に富むものである。

解説をわかりやすくするために、掲載史料を日付の古いものから順に配列した。左の通りである。

- [1] 明治10年11月21日 三井高喜書簡下控（高喜妻利和宛）
- [2] 明治11年1月23日 伊達忠七書簡（大元方宛）

[3]	明治11年3月7日	伊達忠七書簡（三井三郎助宛）
[4]	明治11年5月22日	養之助書簡（父高喜宛）
[5]	明治11年11月28日	養之助書簡（父高喜宛）
[6]	明治11年12月1日 〔12月25日〕	養之助ロンドン滞在日誌
[7]	明治12年2月21日	養之助書簡（父高喜宛）
[8]	明治12年5月25日	養之助書簡（父高喜宛）
[9]	明治12年8月3日	養之助書簡（父高喜宛）
[10]	明治12年8月21日	養之助書簡（父高喜宛）
[11]	明治12年8月28日	養之助書簡（父高喜宛）
[12]	明治12年10月23日	養之助書簡（父高喜宛）
[13]	明治12年11月7日	養之助書簡（兄高景宛）
[14]	明治12年12月25日	養之助書簡（兄高景宛）
[15]	明治13年1月2日	養之助書簡（兄高景宛）
[16]	明治13年1月2日	養之助書簡（父高喜宛）
[17]	明治13年1月5日	養之助書簡（兄高景宛）
[18]	明治13年1月15日	養之助書簡（兄高景宛）
[19]	明治13年1月22日	養之助書簡（兄高景宛）
[20]	明治13年6月1日	高景書簡下控（養之助宛）
[21]	明治13年11月22日	養之助書簡（父高喜宛）
[22]	明治14年2月18日	養之助書簡（父高喜宛）
[23]	明治14年4月1日	養之助書簡（父高喜宛）

- [24] 明治14年4月8日 養之助書簡（父高喜宛）
[25] 明治14年8月 養之助書簡（父高喜宛）
[26] 明治14年9月7日 養之助書簡（父高喜宛）
[27] 明治15年9月15日 養之助書簡（兄高景宛）
付録(1) 明治10年11月5日 大藏省「荷為替貸金取扱命令書」
明治10年12月23日 (同命令状更正)

(2) 明治11年1月13日 三井物産会社「龍動出張員心得」

養之助の書簡はコピー用インクで書かれているため、一〇〇年余を経た今日、文字とその周辺部分が茶褐色に変色して焦げたようになり、中には文字の抜落ちさえみられる。特に〔8〕の書簡などは、本紙は見当らず、コピーのみ残存しているが、コピー用の薄い紙質の関係もあってインクの滲みと文字の抜落ちのため、かなり判読困難な状態となっている。

用箋は、明治一年分は三井物産会社の縦野和紙、パリ支店用メモ用紙、和紙便箋が使用されているが、一二年以後は、ロンドン代理店の住所と Y.Mitsui & Mitsui Bussan Kaisya のマークおよび London——187——と印刷された横野洋紙便箋が主に使用されてくる。

三井養之助（高明）は安政三年（一八五六）三月に、出水家（現小石川家）第七代三井高喜の三男として京都に生れた。明治三年

(一八七〇) 一一月一五歳の折、政府の勧業奨励策の一環として商家の子弟教育のため開校された欧学舎に北家高福の六男武之助（高尚）、同七男長四郎（高棟）と共に、英語ならびに洋算術を学ぶ。明治五年二月井上馨の勧めで長兄弁蔵（高景）、次兄貞二郎（高悠）、北家の武之助、長四郎とともに銀行業習学の目的をもつてアメリカへ留学したが、もともと虚弱な体質もあり、次兄貞二郎の同地での客死（明治六年一月）もあって明治六年八月に一足先に帰国した。⁽³⁾帰国後は父高喜について、東京御用所で習学の日々を送っている。明治九年（一八七六）七月、二一歳の時三井物産会社が設立され、北家武之助とともにその社主となつた。三井物産会社は表向き三井家事業から切り離され、したがつて武之助、養之助も同様三井家から分離独立した形をとつてゐる。両名とも明治九年七月一三日に初出勤し、ほどなく養之助には勘定方、武之助には難務課取扱という役割があてがわれた。宿直も他の社員と同じように交替で勤めている。

養之助は前述したように、少年時より武之助と共に英語、洋算

を訓練する機会があつたわけであるが、明治九年八月三一日、三井銀行副長である父高喜のもとへ物産社長益田孝が訪れ、養之助に再度洋学の稽古を始めるよう促しており、それからほほ一年後に養之助のロンドン派遣が決定されたことを考え合わせれば、すでに下地、素養のある人物として益田が養之助に目をつけていたことがわかる。のみならず、遠からず金融の中心地ロンドンに支

店を開設することが、創業当初からの益田の計画にあつたろうことも推察されるのである。養之助が支店開設までのつなぎ役として大事な人材であったことは疑いない。明治一一年（一八七八）一月、大蔵省海外荷為替資金取扱人としてロンドンへ出張、同一五年一月末に帰国している。一七年四月には横浜支店主任（同支店取締は馬越恭平）となる。

明治一八年には七月三日付で武之助とともに物産会社副社長木村正幹に宛てて左の様な書面を提出し、翌日の七月四日に二人とも米方ならびに売買方の出席を認められている。

今般改革之旨趣厚ク相心得、社務ニ専ラ精神ヲ注ギ、社員諸氏と親敷商法実地之有様ヲ見習之為メ、米方并ニ売買方之両課へ日々出席致シ、諸帳簿計算等ハ不及申、東西ニ奔走シ、社員諸氏之勤労モ手伝シ、所謂万分ノ一モ応分ノ義務ヲ度す候間、生等心中御調察之上両課之出席之儀御採用相成候様、此段及御依頼候也

以下簡略に養之助の経歴を記しておこう。

明治二〇年代は三井物産の発展期に入り、明治二五年一月に三井物産会社が三井家の直営事業に変更されるにともない、四月に同社の社長に就任する。翌二六年にはかつて明治四年に再興の話が出て以来立ち消えとなつていた三連家の一つ、家原家の相続人となつて三井家の列に加わつた。明治二七年一〇月、三井物産会社の職制改正により理事に就任、その後三井家事業の中核機関で

ある三井商店理事会、同営業店重役会々員を経たのち、三井家同族会管理部の会員を務める。明治四二年一〇月三井物産会社が株式組織に変更されるとその取締役となり、大正元年（一九一二）五月から同五年二月までは三井合名会社内に新設された監査部の部員として名がある。その間にも芝浦製作所、鐘淵紡績、三井銀行、堺セルロイド、東神倉庫等々の関係各社の要職を歴任している。大正九年（一九二〇）一月三井物産株式会社取締役社長に就任したが、その翌年の大正一〇年八月九日、脳溢血のため、六六歳で大歿に没した。

三井養之助の再興した家原家は、大正三年一一月に東京日本橋区浜町から麻布区本村町に居を移したことから、以後本村町三井家と呼ばれるようになつた。

三

三井物産会社の海外支店設置計画は、明治政府の殖産興業政策の一環として行なわれた直輸出政策と密接に結びつく。明治政府は外貨獲得を目的とする直輸出奨励策によつて、三井物産会社に歐州進出のきっかけを与えた。明治一〇年（一八七七）一一月五日、三井物産会社に大蔵省から外国荷為替貸金取扱命令状が下付された。その直接的な契機となつたのは、明治一一年五月に開催が予定されていたパリ万国博覧会への日本の参加であつた。三井物産は博覧会出品物の輸送担当の引受けにあたり、明治一〇年六

月「パリーへ支店設置ニ閲スル願書」を提出し、政府に「相当之保護」を願い出、パリ支店を開設した（明治一一年一月）。この「相当之保護」の要請に対して下付されたのが、すなわち歐州・米国を対象とした「荷為替資金取扱命令書」（本文史料付録①）だつたのである。

これによつて三井物産会社は、大蔵省国債局から一か年に三〇万円までを無利子で特別融資して貰う特権を得て、外国荷為替事務一切を引き受けることになった。すなわち、国内の商人に品物を担保に政府から下付された資金を以つて前貸金を渡し、海外で売捌いた代金で現地の領事館に外貨で上納返済すればよいのである。納付のさいの通貨の為替相場は、大蔵省では初めてその命令書の第九款で、領事館の受取証書に「其日ノ横浜到着払為替相場ヲ記入」することとしたのを、追つて一二月二三日付で「横浜ヨリ各国ヘノ為替相場ヲ用ヒ」と更正した。

三井物産会社が大蔵省国債局外債課に荷為替取扱の受書を提出したのは一月一三日であり、一二月六日にその取扱地を届け出た。ヨーロッペではパリとロンドン、アメリカではニューヨークである。養之助の父高喜の耳に養之助の外國派遣の話が達したのは、受書を提出する二日前の一月一一日である。本文史料①は三井高喜から京都に住む妻利和へ宛てた書状であるが、この書状には三野村利助から出張の件を聞かされたとある。しかし出張先がロンドンとは書かれていません。物産会社の商売柄、養之助に荷為替

取扱を兼ねて外国の商事を習熟することが求められ、養之助もその意欲を持っていたともある。我が子が物産会社の「大ばんどう」益田孝に認められたことの誇りと、海外での生活に健康への気遣いを見せた、いかにも父親らしい感情のこもった内容である。養之助はこの後一旦京都に帰省して、一二月一三日東京へ戻り、年明けて明治一一年一月一五日には、パリ支店に赴く伊達忠七とともに、横浜からロンドンに向けて旅立つ⁽⁷⁾。

（明治一一年一月一五日）

一 養之助・伊達、朝横浜港ヨリ英國へ向、仏蘭斯江向、両国ニ出帆スル

一 養之助殿江命令書相渡ス、外ニ為荷換命令書写、第一号為荷換押証書写、中野梧一ら之井上殿江、并山本より之届物等相托ス

本文史料〔2〕、〔3〕の伊達忠七書簡によれば、一行は一月二一日に香港に着き、二四日「チーグル号」に乗船、二月二八日マルセイユを経て三月三日にパリに入った。養之助は三月六日にパリ

を離れて英國入りし、翌七日にロンドンに到着している。折から歐米各国の財政經濟視察のため前年九月からロンドンに滞在していた井上馨の旅宿に同宿して、ここから後述するクロッスベイ通のアルウェインの店に通勤したという（本文史料〔14〕）。

養之助に課されたロンドンでの任務は、本文史料付録〔2〕に掲載した「龍動出張員心得」の中に具体的に指示されている。

まず第一に挙げられているのは荷為替金受払いであり、第二、

第三がアルワインの代理店における米麦の販売および陸軍省約定の紬および毛布の買付等の委託商売の監督をする事であり、第四にパリ支店と連絡をとり、ロンドンに需要ある商品の試売をする事とある。ほかに「滯在費額之事」および「帳簿及金銀取扱ノ事」という項目がある。アルワイン店の監督というのは、アルワインの業務を見習つて「専ラ龍動ノ商事ヲ熟知」し、景況を本社に報告することに重点があつたであるうし、第四の需要商品の試売は支店開設への足掛りをつけるものであつたろう。ここに掲載した「龍動出張員心得」は、明治一一年一月一三日付であり、養之助の横浜出港二日前の日付ということになる。間際まで検討が重ねられたとみえ、成稿の上に更に補筆訂正が加えられ、もう一度淨書のうえ複写されたものと思われ、主腦部の慎重さが窺える。

四

周知のように、三井物産会社は明治一〇年（一八七七）四月、ロート・W・アルワインと代理店契約を結んでいる。アルワインはロンドンのクロッスベイ通一番地に店を構え、政府輸出米の販売および紬・毛布等の陸軍省御用商品の買付の委託商売を行つた。代理店では右の取扱品のほか、生糸、鮑、紅茶なども取扱つていた。代理店との連絡方法は書面の時もあり、生糸の高騰など

火急を要する報道や買付のある時は、電報ないし電信で用件を果たしている。

そのアルウインは、代理店取引が軌道に乗ったとして、明治一年一〇月、井上謙の甥、児玉勝之助（⁸のち井上勝之助）と共にロンドンを離れ、ヨーロッパからインド、中国を巡回して翌一二年三月二日に日本に戻った。三井物産会社はこの頃、たまたまパリ万博ならばびに歐州視察を終え帰国した松方正義の勧めによつて、ロンドンに支店を開設することを決意し、五月七日、上海支店から笹瀬元明を呼び寄せ、その準備を進めた。六月一九日に三野村利助とアルウインの会談が行なわれているのも、関係あってのことと思われる。

笹瀬は帰国後約一か月半ばかりを物産会社本店元方詰として待機のち六月二七日にロンドンに向け出発した。途中香港支店に立ち寄り、滯貨問題を抱えた同店の事務を調査、九月一日香港を出発して一〇月一〇日パリへ着き、パリ支店を手伝つてのち英國入りしている（本文史料〔12〕なおロンドン到着の日付は不明）。

ロンドン支店の開設時期については、明治一二年説と明治一三年説があり、これまで確定する材料がなかつたが、養之助の明治一二年の書状（本文史料〔9〕、〔10〕、〔14〕）に支店開設の経緯について若干書かれているほか、特に史料〔14〕には「去九月一日ヨアルウイン店者更ニ三井組之名前ニ引直シ」と明記され、明治一二年九月一日をもつて開設されたことが確認できる。またアル

ウインについては、三井物産の「日記」同年一月一四日の条に

アルウイン雇入ニ付、本日午後八郎右衛門殿、三野村氏、武之助殿、益田、木村列席ニ而万事談合、同氏満足承諾ス、依而約定書案相立、保証人江一見為致候上、調印可致筈ニ決スとあり、アルウインの物産会社雇用に関し、三井八郎右衛門、三野村利助も談合に列席していることが知られる。

なお、ロンドン支店ではアルウインの日本転住ののち、兄リチャード・アルウインと雇用外国人とが、代理店時代から引続いて働いていたが、明治一六年（一八八三）三月末日をもつて全員解雇となり、商事一切を笹瀬元明が引き受けることになった。笹瀬はこののち明治一八年三月に帰朝し、八月三一日に退社している。^{〔11〕}物産会社では、笹瀬の退社後も時々海外の用向を委託し、重用していた。

さて、初代のロンドン支店支配人笹瀬元明の着任にともない、養之助の任務は当然笹瀬に引き移されることになる。そこで益田が英國の任地に赴く森公使に託したという養之助への伝言（本文史料〔17〕）をみると、第一が辛抱、第二が僕約、第三は英仏語学其他商法実地の見習、第四に諸事慎むこととあり、とりもなおさず、今後の留学生活そのものに対する注意にほかならない。しかし、会社のための実務をしなかつたわけではなく、明治一三年三月初旬から毎週一回に「ロンドン物価報告状」を作製し、日本に送付している。

ところで、笛瀬の着任は養之助個人にまた別の大きな影響を及ぼすことになった。

養之助のもとに笛瀬赴任の知らせが入ったのは五月の半ばのことである。養之助は苦悶の末英語に打ち込むが、やがて英語の教師でもあり、かつて井上馨の帶英中に雇われていた英國人女性との結婚問題が派生する。本文史料〔14〕から〔19〕にかけて、兄高景に宛てた書簡に養之助が綿々と綴っているのも、大元方という統轄機関を持つ三井家の家制からの規制を知っていたからである。頻りに井上馨、益田孝、三野村利助の三人に相談してほしいと持ちかけているのである。この当時、井上の三井家に対する発言力がどれほどであったかは知るところではないが、養之助からみて井上が益田や三野村と共に、同苗や大元方を説得できる力をもつた人物であったことは確かであろう。

国際結婚の利点を三井の発展と結びつけようとする養之助の考え方にも注目してよい。しかしこの問題には養之助自身の中にも三井家の一員としての迷いが覗かれ、結局高景の冷静な意見（史料〔20〕）に従つたようである。ちなみに明治一九年四月に外山忠三の妹栄と結婚していることをつけ加えておく。

五

先に述べたように、政府の正貨獲得策でもあった外国荷為替貸金取扱は、明治一三年二月に、横浜正金銀行が創立されたことによ

り、同年末で廢止されることになった。三井物産の荷為替業務は「素ヨリ試売ノ為メ輸送セシ物品夥多ナルヲ以テ、中ニハ販路ナクシテ空シク往復ノ運賃ヲ費シ、積戻シヲ為セシモノモ數多有之、又左ナキモ今日マデ海外支店ノ倉庫ニ停滯セルモノ少カラズ」⁽¹³⁾とあるように、必ずしも順調に行なわれたわけではなかつたようである。政府掛金の期限内上納にも困却するほどの事態に陥つてゐる。明治一四年五月五日および七月一一日には、物産会社主脇陣（益田孝、木村正幹、馬越恭平、七月の時はアルワインも同席）の間で外國支店の処置について検討され、香港支店をはじめ、数か所の出張店を廢止し、パリ支店を縮小するなどして、海外における商事を減少させることになった。同じ頃に次の文面にみられるようになつた。

養之助殿御事務修行且ツ商事監督として去ル明治十一年一月十四日当地出發、英京倫敦ニ被赴、爾来此ニ四年ニ相成、其間半日は英語ニ、半日は商事ニ從事被致居候處、去ル明治十二年九月よりハ笛瀬元明を倫敦支店支配人として出張為致、殊ニ近今ニ至り商事も大ニ相減し候ニ付而は、社務の方も可減員を要し候折柄ニ有之地ニ四年間も御滞留被成候儀故、最早御帰朝之上専ラ商務ニ御係り被成候方可然

右は明治一四年七月五日付で、物産社長益田孝・副社長木村正幹の連名で三井組大元方三野村利助宛に出された養之助の帰朝を促す伺書の一部である。もちろん大元方からは異存なしとの返事

であったが、養之助が帰国を決意したのは翌一五年九月であった。

この間の会社側との関係がどうなつていたかは詳らかでない。

養之助は予定通り明治一五年一〇月一七日にイタリア・ナボリを出港したと思われ、一月二九日無事帰国した。本文史料(27)は、海外から日本へ送られた確認できる最後の手紙である。

(1) 山尾熊三は明治九年井上馨の渡欧に同行していたが、物産「日記」明治一二年五月一六日の記事に、「米國山尾熊藏へ出状ス、同人改メ而当社社員となし、福井信殿ニ代り事務取扱為致候筈」とあるのみで、どういう経歴の持主かは不明である。『三井事業史』本篇第二卷二九一ページ参照。

(2) コピー用インクとは、数枚のコピーがとれる特殊インクである。三井文庫史料のなかでは明治九年前後から多くみられ、いずれも保存状態はよいといえない。東京国立文化財研究所の増田勝彦氏と三浦定俊氏によれば、このインクは通称「お歯黒インク」と呼ばれ、タンニン、鉄分、付子(五倍子)を主成分としたもので、鉄分が多いため洋紙・和紙、あるいは紙の品質を問わず生地を非常に痛める由である。

(3) 出水家の明治七年一一月の日記(小石川家旧蔵史料)に、養之助が毎日工部省に出向いていたことも記されている。

(4) 小石川家旧蔵史料。

(5) 三井物産「元方評議」(三井文庫所蔵史料 物産九一)。

(6) 岩壁義光「明治十一年巴里万国博覧会と日本の參同」(『神

奈川県立博物館研究報告(人文科学)』第一二号参照。

(7) 三井物産「日記」(三井文庫所蔵史料 物産五)。ついでにいえば、養之助はパリ支店に勤務の途につく伊達忠七と同行しているが、この時益田孝の弟益田英作も同船していたことが史料(2)の伊達忠七書簡で明らかである。益田英作はのちに物産社員となるが、この時まだ社員ではなかった。明治一二年一二月二五日付の高景死書簡(14)にロンドンの下宿に同年二月から養之助と、益田英作とが同宿していた事が書かれている。

(8) 児玉勝之助は、明治六年、一三歳の時に英國留学をし、明治一年中に井上馨の養子となつた(『世外井上公伝』第五卷)。三井物産「日記」(三井文庫所蔵史料 物産七)明治一二年九月二日の条に、「井上勝之助月給一〇円ヲ以手代席ニ雇入候事」とあるから、明治一三年二月に官界入りする前に、一時三井物産にいたことになる。

(9) 笹瀬元明は、明治一〇年に上海支店を開設するさい、上田安三郎の副役として、第一國立銀行から三井物産に雇入れた人物である。三井物産「日記」(三井文庫所蔵史料 物産五)明治一〇年一月九日の条に、「^{正明}笹瀬^(アキ)上田と同行ニ付 本日當社へ雇入」と記されている。ちなみに笹瀬は、沼津出張兵学寮の廃止(明治五年三月)まで同寮に在籍してい(波沢史料館学芸員井上潤氏の提供史料による)。

(10) 書評「三井文庫『三井事業史・本篇』」(『経営史学』第一六巻第三号)で森川英正氏が指摘されているように、『三井事業史』本篇第二巻の年表、そのほか第一物産『三井物産会社小史』、根井義雄『三井物産会社の経営史的研究』等も明治二三年となつてゐるが、誤りである。

(11) 笹瀬の退社の理由の一つかとも思われるが、ロンドン滞在中の経理状況について、左のような報告書が提出されてい

る(『三井物産「元方評議」三井文庫所蔵史料 物産九二』)。

拝啓仕候、陳者倫敦支店江在勤中役義上より過剰支出之金員即チ英千四百〇八磅零五片也江対シ、実際勘定の摘要概算ヲ以可申上旨貴命ニ付、左に件々拝報仕候、尤も在勤中費用相嵩候の訳は、彼の地より呈書も致シ有之、且ツ帰国後も口頭ヲ以拝陳致シ、既ニ御了解も被成下候義ニ付、茲に者唯に計算の主要而已記載仕候

在勤中一ヶ月平均の費用者凡英五拾弐磅余ニ而、其内訳は

左之如くに御座候

英拾九磅拾志也

住居費

但借室料、食料、瓦斯、石炭、煙草、酒、洗濯費、

并下婢手当等之分

英五磅拾六志八片

衣服、沓、沓下、手拭、手袋、シャツ、下着、襟、

々飾、并帽傘杖等の費用、一ヶ月英七拾磅の割

同参考磅拾五志也 昼食料

但出店營業中昼食の費(用賃)、一日平均英式志六片の割

同五磅五志也

但支店江往復等之汽車并馬車の費用に而、一日平均

英参考志六片の割

英参考磅也

雜費

但筆墨、書籍、理髮、入湯、藥礼并其他雜品一切之

費用 一日平均英式志の割

同拾五磅也

交際費

但接對、贈答一切之費用分

メ

合計

英五拾弐磅六志八片也

平均一ヶ月費用

右之如き平均ニ候へ共商壳の繁閑と年月の前後に因り其内多少の増減有之候、仮令は当初倫敦江着の頃、即チ明治十二年の末より十三年江掛け而の間は、衣類并雜具等都而新調に急なれば、此二費目に於て支払ヒ甚タ多きも住居の費用は之に反シ、他の年月に比すれば此際少額ニ而事済たる如シ、蓋シ最初者土地の風俗に馴レズ隨而交際贈答も狭隘にし而、其重なるものは社員なる外国人なれば敢而住居迄之外飾ヲ要せざる故ニ御座候、然レトモ其後逐々土俗ニ馴れ漸く交際も広り、而シテ営業の責任も進ミ、遂に交際の繁ヲ告るに至り、益々住居の費額も増加せし訳ニ御座候

交際の費目も住居の費用と殆ど同状ニ有之、十二年の末より

十三年江掛け而者多額の支出ヲ要せざりしも、爾來日ニ月ニ

交際の横伸するに隨ヒ近々其費額ヲ増加シ来リ、別シテ十六

年の春季よりは悉皆外人は解雇となりしに拘ラズ、新に運輸

会社の事務ヲ増加シ、而シテ營業も追日繁盛に趣きたる事な

れば、隨ヒ交際贈答の費用大ヒに多きヲ加ヘ、遂に十七年の

末帰國の途に就き候頃迄者弥々多端ヲ告け、之ヲ其曰前

の額に比すれば大差有之事ニも相成申候

因而右各項の費額者終始一樣とも難申候へ共、平均ニ算用致

し候時者、先前記の如く区別相立可申候

故に今試に勤役中実費の高ヲ計算致シ之ヲ一ヶ月に割合候時

者、右と殆ど同額と相成申候、即英千百武拾七磅拾志也

但明治十二年十一月より同十六年三月迄合月數四十

一ヶ月分月給とし而英式拾七磅拾志の割請取高

同六百六拾六磅拾三志四片也

但明治十六年四月より同十七年十一月迄合月數二十

ヶ月分年給とし而英四百磅の割請取高

同千四百〇八磅老志五片也

但役義上過剰支払の金額

合計

英參千武百〇武磅四志九片也

此合高ヲ明治十二年十一月より同十七年十一月迄月數六十

一ヶ月間勤役中ニ割合候時は、即一ヶ月平均

英五拾武磅九志拾老片也

ニ相当リ申、因而本文過剩支出の金員、即チ

英千四百〇八磅老志五片也

は役義上事実無拠支消致候実費ニ御座候

右謹而拝報仕候間、可然御処分被成下候様奉希候也

明治十八年

第八月四日

筆瀬元明印

三井物産会社々長

益田 孝様

(12) 『三井文庫論叢』第一八号口絵おおよび口絵解説参照。

(13) 「(懇願書)(為換金拝借返納期限ノ件)(控)」(三井文庫所蔵史料 本一一〇一一)。

(14) 「(三井養之助帰朝要請ノ件伺書)」(三井文庫所蔵史料 本一二一〇)。

コピー用インク使用史料の補修、保存、およびその滲みの文字の判読方法について、東京国立文化財研究所修復技術部の増田勝彦氏と、同研究所保存科学部の三浦定俊氏に懇切なる御助言、御指導をいただいた。ここに記して謝意を申し述べます。

(権口知子)

凡例

一、史料は解説中にある通り、年代の古いものから順に配列して通し番号を付してある。

一、原則として文字は通用の字体を用いたが、変体仮名のうち助詞の者、江、而、之は漢字のままとした。またも、メは原文通り使用し、フ、ル、片、ノはそれぞれ、コト、トモ、トキ、シテに改めた。

一、朱書きは「」にくくり、右肩に(朱書き)と注記した。

一、符帳はできるだけ行間に実数を付したが、技術的に行間に入れるのが困難な個所はこれを省いた。使われている符帳は左の二通りである。

(一一三四五六七八九十百分)

イセマツサカエチウシ 舟 入

曾野見得佐留所於戒敬

一、掲載史料のうち、三井養之助の書簡は特に断らない限り、ロンドンから発信したものである。

一、便箋にあらかじめ印刷されている英文字は、もとより複刻はしないが、「7」および「10」の書簡のみ年代を表す必要上、印刷文字を「」を入れた。

一、文字の損傷部分で、字数が確認できるものは〔〕で表し、確認できないものは〔〕で表した。

一、行間に付した()内の注記のみ紹介者の注記である。

一、付録(1)の「荷為替賃金取扱命令書」の内表紙に朱で書かれた番号は、三井物産「古証書目録」(三井文庫所蔵史料 物産二一七)による整理番号である。

〔1〕三井高臺書簡下控（妻利和宛 明治二〇年一月二一日付）

方江我等、虎四郎參り候様申スニ付、罷出候處、いろ／＼咄合有之候て、此度外國荷為替と申事大藏省より物産会社江被仰付、夫ニ付而者追々外國江人備不致ては難相成候所、幸養之助事昨年より会社江出勤いたし候て追々事のはこびも宜敷、益田孝と申ス会社之大ばんどうが大井ニ／＼養之助之物事はこび方氣ニ入、何分此廻ニテ外國江參りくれ候様願度と被申候由うけたまわり候ニ付、我等より物産会社江遣し候事故たとへば養子ニ遣し候同様、先方之商売用ニテ外國江參り候事ヲ何とも可申道理無之候得共、養之助義者何分じよぶのからだニテ無之候間、一応御医師江しんさつをうけ候て治定いたし度と申答置、又いよ／＼外國江参る事なれハ西京江一応遣し、おりわ江久々面会之上いさむ之咄いたし候上遣し度と申置、其後益田江も右之咄いたし候、池田謙齋先生と申ス医師者當時之名医ニ付其方江診察願ひニ遣し候而、猶容体西村庸四郎ニたづねてもらひ候處、當時者大井ニ／＼丈夫ニ相成、はいのやまひとふは無之、外國江參り候とも別段あんし候事は無之、外國ニは日本より名医も有之事故、其人ニたづね養生法を承り相守り候ハ、何もしさい無之と申事、且者當箭柄別而物産会所之商売ニ而者、只今之うち外國之用向心得ると心得ずと者大井成ちがひニ付、いつれ此末は外國江まいらねば相成不申事ゆへ、只今之中ニ參り候方一生之徳ゆへ参る方よろしくと虎四郎、利助、

斎藤、永田も申くれ、我等も左様ニも存候、当人も參り度く候と申ゆへ先々参るやふニ申置候、当節者養之助事大井ニ／＼せいだし評判よろしく、武さんは今しばし見とめ付不申よし益田も被申、しかしつれ養之助帰り候うへは又々参り候事ニ可相成と存候、此段内々よく／＼承知被成候、付ては久々おまへニあい不申候事故誠之立かへりニ此度帰京いたし候、今日之船便りニ乗込参り候、今日の出立も昨廿日我等物産会社江参り、益田江面会、池田江のしんさつヲうけ候はなしいたし候處、誠ニ大悦(温留)ニテ左様なれハ明日之船ニ而も一応西京江御出、八日計のとふりうニて帰り候やぶ被申候得とも、何分昨廿日ニ是迄養之助之取扱ひいたし候用向ヲ武さん江引渡候て、其上之治定と申事故引渡之都合ニテ今日のりこみ相わかり不申、よふ／＼昨夜十時ころ武さん帰り、弥明日出立と治定いたし候事ニ候、養之助は周吉、寛二郎方へ急ニ用向出来候よしニ而十二時ころ帰り候よし、未我等面会不申候、久平ヲ供申付置候、右之次第二而誠ニにわかの出立ニ相成候、此段よろしく承知被成候、寿信さま、お益江もよく／＼御申入被成候、昨廿日弁藏よりおまへ、権兵衛、市兵衛江向書状為出候得とも、跡ニ着いたし可申と存候、一外国出立も来月十八日頃か又は來一月松方様御供ニテ参り候哉、いまだ相分不申、多分来月十八日頃と存候、右之義荒々申入候、誠ニにはかの事故いざるは養之助より承知被成候、養之助外國ニ而専ニ養生大切ニいたし、万事取扱筋其外

三井養之助（高明）ロンドン來状

不都合之義無之様相心得、きつとく人々之かんしん致候様いた
し不申ては相成不申事ゆへ、よく心得方御申聞被成候、右申
入度早々、めて度かしく

十一月廿一日

朝六時半認

おりわ殿

北、木屋町、南へは御着か菓子ニ而も為土産と、御送り被成候
六角、竹屋町者菓子ニ而も御遣し候
此前出立錢別之控權兵衛御申付、御らん之上取計遣し被成候、

何も持参り不申候

外々錢別到来之もの江も目録ニ而も御遣し被成候

かます田葉ご入〇きせる箱〇白縮面之事、我等羽二重紋付四ツ目
紋ぐしら九分位

〔2〕香港より
伊達忠七書簡（大元方宛 明治二年一月一三日付）

御身別後ハ益御勇健御座被遊大悦至極ト奉存候、隨而小生義御蔭

を以廿一日午十二時頃無異香港着候間、乍憚御安慮之程奉願上候、

將養之助様御義、舟中も御病氣もナク御機嫌克御座被成候間、此

段御休意被成度候、当港ニテ乗換タル「チーグル」ト申船ハ廿四

日ニ出帆いたし候答ニ付、其間滞留も余り遅延ニ存候ニ付、昨廿

二日ヨリ漢東ニ参り見物仕、今午後ニ帰港仕候、明廿四日午十二

時ニ当港発舟仕候

○横浜発帆後十五、十六ノ両日ハ洋波穏ニテ一同相楽ミ申候、十
七、十八、十九ノ三日ノ間ハ余程大風雨ニテ波高ク困り申候、乍

併養之助様隨テ小生ノ兩人ハ無異ニテ別段病氣ハ無之候得共、英

作様義ハ初メテノ乗舟故歟、充分困却体ニ相見ヘ申候得共、是モ

廿日ノ日ニ至リテハ平常ノ如ク全快相成申候、已後西洋者余程穩

ナレハ安心ニ存候、養之助様御事モ決テ御休意被下度候、猶委敷

儀ハ養之助様より御手紙參り候事ニ付相略シ申候、先ハ御礼芳香
港無異着ノ御安内旁如此ニ御座候、頓首

一月廿三日

香港ニテ

大元方御中

伊達忠七

〔3〕巴黎より
伊達忠七書簡（三野村利助宛 明治二年三月七日付）

三月七日 三井三郎助様

三野村利助様

巴里ニテ
伊達忠七

益御勇健御座被遊大悦至極ニ奉存候、隨而當方同行一同海陸無異

本月三日朝巴里府着仕候間、乍憚御休息被下度候、道中モ總テ不

都合ナク、所々港々江ハ上陸見物致申候、マルセール江ハ二月廿

八日夜十一時頃ニ着舟相成、同夜ハ上陸致出来故三月一日朝領事

館より迎ノ人と共ニ上陸仕、直ニガラントホテル江参り、同日ハ

各用便ヲ達同日当所ニ一泊仕候、此夜ハ同所領事館ノ地走ニテ芝

居行仕候、同二日午前十時五十分之氣車ニテ三日朝六時ニ巴里

着、其節ステンション迄坪内及其外出迎相成、總テ不都合ナク直

ニ支店ニ参り候

一養之助様義者着後当地ニテ前田氏及公使館、其他市中見物等相成、且渡英之義者坪内歟小生歟附添渡英可然心組之処、折柄当支

店引移り等ノ義有之、坪内其外も殊之外多用、且小生も着後直ニ見聞シテ本社ニ通シ度急事件も有之候ニ付、其辺節角相談いたし居候処、幸蜂須賀殿御帰英ノ由承り候ニ付、同氏へ同行前

田氏より依頼致被呉、則養之助様義者右蜂須賀殿ト同行ニテ昨六日朝六時三十分ノ氣車ニテ御発シ相成、同日夕六時頃ニテ定テ御着英ト奉存候、尤御着英ノ節者ステンション迄井上公方より出迎ノ人来ル筈ニ付決テ不都合者無之義と相考申候、此段御体意被成度候

一当地博覽会建築も八分通り出来相成、弥五月一日より開場相成可申候、都テノ建築者実ニ美ニシテ且盛大ナル事ニ御座候、将

当社出品ノ家屋ハ凡三、四分通り出来相成、評判者至極宜ク、木品ノ結講ナルヲ仏人等実ニ驚ク処ニ御座候、弥出来上り開場相成候ハ、見物人之走テ群集セン事ヲ被察申候、三野村様ニ者見物ノ為メ御洋行ハ如何、実ニ広大ナル事ニ御座候、先ハ無異

着御案内旁如斯ニ御座候、余ハ後便ト申残し也
一井上君当地去十九日御出立ノ御積リニ有之候処、十七日頃ヨリ当地風烈數十九日ニ至リテ風不止、夫故俄ニ一日御延引、廿尚々南様、弁藏様、武之助様、其外御一同様江宜ク御伝言奉願

上候也

〔4〕 三井養之助書簡（父高亮亮 明治二年五月二二日付 三井物産

会社用箋）

五月廿二日

尊父上様

養之輔

一井上君御機嫌克当地去廿日前七字四拾分ノ氣車ニテ御出立成候

出積り

一三ノ村ヨリ注文ノ時計武ツ、井上君御帰リノ上御同人ヨリ直チニ三ノ村ヘ御渡シ相成可申候、且代価ハ七拾五磅（五拾五磅壹）ニ

有之候間、右代価物産会社ヘ御入金可被下候、尤委細ノ義ハ井上君ヨリ御咄シ相成候間、左様乍恐三ノ村ヘ御申入被下度候

一井上君ヘ之進物未タ差上不申、何れ巴里ニテ坪内と相談之上取計可申積り

一小生此度井上君御出立後ハ、是迄御同人御雇相成居候婦人Missハレージト申者此度井上君御帰國ニ付御暇ニ相成、依而同人一家借入られ候ニ付、其方へ児玉勝之助（井上君）外老人、都合三人可引移積リニ有之候、尚委細ノ義ハ井上君ヨリ御聞取可被下候

一井上君当地去十九日御出立ノ御積リニ有之候処、十七日頃ヨリ当地風烈數十九日ニ至リテ風不止、夫故俄ニ一日御延引、廿

日午前ニ御発足相成候

一当地ノ景況井上君ヨリ御聞取可被下候

先是右如斯、尙余事重便ニ可申上候、早々頓首

〔5〕^(一) 三井養之助書簡（父高貴宛 明治二年一一月二八日付、追伸
一一月二九日付 パリ支店用箋）

明治十一年九月廿七日御認メ之御墨翰十一月十九日相達即刻拝読
仕難有、當地此頃ハ追々寒氣ニ相向、西二日前ヨリハ雨天多ク、
霧風も同様、御地者如何ニ候歟、多分寒氣ヘ相向候事と愚考仕候、
先以御揃益御機嫌克被為遊御座恩悦至極、日出度御義ニ奉存上
候、隨而小生以御蔭無事ニ日々精勤寵在候条、乍恐御尊意易思召
可被下候、陳者アルウイン并児玉勝之助帰朝ニ付、為見送小生去
月廿二日ヨリ當地ヘ罷出、支店ニ滯在シ、日々店ノ様子炳実見仕

候
一アルウイン并ニ児玉勝之助者、本月六日當地ヲ出立シテリヲ、
イタリヲ順廻シテ、廿三日ニナーブルスヨリ乗船シテアレキサ
ンドリアヘ着シ、夫ボンベイ、カルカタ、印度ノ地ヲ順廻シ
テ香港へ着シ、広東ヘ順廻シテ上海ヘ立寄、夫御地ヘ罷出候、
多分横浜着ハ來十二年二月下旬と愚考仕、着京ノ上著兩人共直
チニ御伺可申上心組ニ候、龍動、巴里ノ景況同人々御聞取可被
下候、アルウイン出立ノ節為餞別小生ヲ酒瓶四本入ノ箱壹箱代
凡マシ内遣シ居候、児玉勝之助ヘハ為餞別旅道具入ノ手提袋壹ツ

代凡セシソ円遣シ置候、アルウインヨリ小生へ巻莫ギセル壱本(代)
凡エ円位到来、児玉勝之助ヲ皮製ノ金人壹代凡ツ円、皮製貢人壹代マ
円到来致候

一児玉勝之助ハ是迄永ク小生と同居致居、何クエ参り候共兩人同
道致、夜モ同部屋ニテ床二脚置、実ニ深友ニ有之候處、今般帰
朝被致候故、誠ニ残念ニ御座候、小生日々無事ニ出勤致居候義
及其他ノ景況同人ヨリ御聞取ノ上御承知被下度奉願上候

一小生義アルウイン當地出立後ハ即刻帰英可仕心組ノ処、御承知
ノ通仏國大博覽會閉場前後支店殊の外多端、夫故坪内ノ依頼ニ
テ如斯ク長滯在ニ相成、併シ最早用向も二分通り之残ニ候故、
來月上旬ニハ帰英致セル事ニ相考候

一伊達忠七去月廿二日ナーブルスヨリ乗船シテ帰朝仕候故、不日
ニハ御地ヘ無事着ノ事と存候
一仏國大博覽會ハ本月十日ニテ全ク閉場ニ相成、日本事務官石
原、久保其外両三名、出品人兩人本月十七日出帆船ヘ乗込帰朝
仕候、來月一日ニも出品人八、九人帰朝仕候
是ヨリ以下御報

一井上馨殿御帰朝後、奥様、於末様御同道深川下邸ヘ御入來相成
候ニ付、尊君、三の村、西村、武之助様、於晴様及益田氏、木
村氏御出席相成、其際予ヘ銀行会社ノ事御呴シ有之、物産会社
当今追々都合宜旨詳細益田氏ヲ被為上申候由、且御着祝ニ御越
被遊候節も一寸両店ノ御嘆シ有之、御申越委細承知仕候、此程

井上奥様より小生へ御文戴（深川下邸へ参上せし時ハ御親父様始メ御一同ニ御面会シ色々御世話ニ相成候故、御序ノ節宜御札ヲ頤フ）ト御添筆有之候、且井上君御着後早々尊君御越被遊候御暁も奥様の御文中ニ有之候

一井上君御帰朝後ニハ長四郎様の御咄シ無之由、承知仕候

一井上君御着後（龍動ニ於テ小生日々御世話ニ相成候ニ付）紅白縮緬式正御送り相成候義被仰越難有委細承知仕、井上奥様よりノ由御文通ニ御座候

一井上様御義、主上北越御順廻供奉ノ義及工部卿參議ニ被任タル

義委細承知仕候

一六、七月中ハ以御蔭無滞領事館納金為済候義申上候処、御承知相成候由承知仕、又々来月中旬ヨリ上納金相始り申候、併シ必々御心配被下間敷候

一先達^{アラタナカ}ニスコットランドニ於テ第一ノ大バンク閉店いたし、右ニ関係セシ龍動ノ大商人右バンクノ支店共閉店セシ故、其後ハ大ニ不景氣ニテ諸商売も皆不印ニ候処、此頃ニ至テ英魯ノ戦ノ咄又々始り、トル^{トロ}及ロシヤノ咄ニテ実ニ不景氣、尚又御国の洋銀相庭高価龍動ノ下価、実ニ驚入候義ニ御座候（此義ハ小生帰英ノ上克々取調候テ申上候）

一金銀貨ノ相庭被仰越委細承知仕候

一広岡御浅様御地へ御上京相成、はらくの御滞京ニテ日々店表へ御入來、七月三十日船ニテ御帰阪相成、其後西京へ御出、尊

母上様へ御面会、宅ニテ御逗留、再九月十九日より西京へ御出、廿一日御帰阪被遊候由被仰越、承知仕候

一本年ハ七月下旬頃より御地殊の外暑さ強キ由、八月ニ相成大ニ凌克由、九月十五日より十七日迄続雨ニテ玉川出水シ、其水筋六郷川満水ニ相成候テ汽車も十六日七字より滯りタル由、併翌十八日

七字より別之道通行致候由被仰越、委細承知、巴里斯も当年ハ殊の外暑さ強ク、龍動も殊の外暑さ強ク、七十二年此方ニ無御座暑さ之由、夫故カ当年ハ十月上旬ヨリ霧多ク、此頃ハ雨天多の由、龍動ヨリ文通有之候

一北村文乃信（此者ハ小生不存申候）九月廿四日帰京セシ候被仰越承知仕候

一尊君御義八郎右衛門様より御用向有之候趣御申越、依而不遠内ニ御立帰り被遊候御積り、尚來一月ニハ弥御帰西相成候御積り、併シ本年一度御帰西之上ニテ否哉御治定相成候云々被仰越委細承知、折角御道中御厭被遊可被下候、且西村庸四郎も同道御供仕候由

一主上去八月三十日御地御差輩相成候テ上州、信州、加州、越後、越前、敦賀、大津、夫々東海道、伊勢内宮御参拜還行相成候由被仰越、新聞紙ヲ此程一覽セシ候ハ、諸々ニテ心へ違ひセシ候者有之由ニ承知仕候、併シ此義ハ難信
一十年物産ノ勘定大ニ都合宜候由、勘定尻セシ万ノ由被仰越承知仕、武之助様^{アシタツ}ハ何共御咄シ無之、尊君ヨリ此度被仰越候義ニ

テ初メテ承知仕候

一寿陽様、山崎甚五郎殿御死去被遊候義驚入候

一児玉勝之助ノ義先達而鳥渡申上候處、御承知相成候義被仰越、

承知仕候

一去六月朗（高明、高生、高辰、高保）生辰保語主賄料増万ノ義ニ付三平隨行、御出京

相成、七月十日御帰西相成候由、是ハ深キ事小生不存候ヘ共、

多分六ヶ敷事と被存候

一棟君二月廿七日頃御帰西未タ御逗留ノ由、當時ニ不向之御事

と存候

一八郎右衛門様御名前譲り替ノ義此程御申出相成候義、依而次郎

右衛門主へ譲換相成候様御答報相成候ニ付、十二年一月朗君事

八郎右衛門と御改正、總長役相勸候事と云々被仰越承知仕候

一弘君當年七月より第一國立銀行取締役ニ御転任、九月廿三日より深

川下邸隣へ御住居相成候由、付而ハ十月頃御速御出京相成候

一おせい様も御懷妊ニテ九月今月ハ六ヶ月目ニ有之候由、武之助主も

当地両換町旧小の組手代ノ家屋御買入相成候由、承知大慶ニ奉
存上候

一小生入用ノ品有之候ハ、尊兄上様へ御文通可致様被仰越難有、
當時ハ巴里ニ支店有之候故、別段何も入用ノ品無之、若シ有之
候ハ、可申上候

一龍動、仏國ニ者珍物有之候故、品買入ズシテ直段可申上様御文

通、（然）就る処、珍物トハ要用品ニテノ品ニ候歟又ハ古物ニテノ品ニ候歟、凡の事御申越被下度奉願上候

一小生義当夏為養生海辺エ参リタル義ハ別段不快故ノ事ニハ無之、当年ハ龍動殊の外暑氣強キ故、避暑ニ罷出候義と児玉勝之

助本年帰朝仕候事故、同人龍動へ参リ候後七ヶ年半いづくヘモ不參故、同人と同道シテ只々氣の養生ニ参リタル而已の事ニ候、

小生事此度英國へ着セシ後一度風邪ニ候而已、其外ハ歎計り、併シ只今ハ最早無事ニ御座候間、乍恐御安心被下度御案事被下

間敷、何れ不日坪内ル委細ノ様子直チニ上申可仕候

一坪内、伊達への御伝言、伊達ハ被仰越候通り最早出立後故、坪内へ申聞セ候、同人ヨリモ乍恐御機嫌御伺可申上候と伝言有之候、何れ不日坪内ル以書面御伺可申上候ヘ共、當時ハ多用故不敢小生より伝言ノ通り可申上候

一御注文ノ金皮時計、銀皮時計の代価、別紙の事申上候ヘ共、時計者龍動ニテ相求メ候方至極と存候、尤博覽会へ者色々ノ品参り居候へ共、皆々人機械委細ノ義ハ井上君より直チニ御聞取被下度候、御同人御承知ニ御座候、如何トナレハ、先達ニ三の村注文金時計ハ則井上の周旋ニテ龍動ニおいて買入候品ニ御座候、尤右品ハ極上等ニハ無之、井上君御所持ニコロノメートルニテリウズウ巻ノ品御求メニ相成候、右代価者七十五磅、松万君御求メ相成候品者七十壹磅、是ハ並ノ時計ニ御座候

但壹磅ハ日本金ノ五円の積り

一当地ノ支店ハ至此頃ニ、日々客来毎日平均二十八九人有之、日

々ノ売高平均五千仮凡千弗

過日來ヨリ來客沢山ニ相成候訳ケハ、博覽会閉場セシ故開場中

ニ右三井物産会社之引札一覽セシ故、來タリタル事と存ス

支店へ依頼相成居候荷物ハ、尾州名古屋七宝会社、肥前佐賀香

蘭社、賀州加奈沢陶器商丸中孫平、東京精工社、東京住吉町斎

藤善兵衛、京都西陣会社、横浜宮川香山、新右衛門町の方太田万

吉、同町新井半兵衛、其他武三拾名ニ有之候

一博覽会開場中ハ花園ニテ日本商店ヲ出品シ、日々益田英作様出

張シテ小商貿致居候處、閉場後右残品沢山ニ付無拠此度巴里市

中ヘ凡向後壹ヶ年ノ間小商店ヲ出シ、右残品此處ニテ売却可致

見込ミ御座候

一芝居(曲)局馬ハ毎夜有之賑々敷疋承り候へ共実況不知

一松方君ハ未タ当地へ御滞在、不日ニシテ又候龍動へ御出張、夫

タ歐州各國御順廻ノ上十一月下旬或ハ一月上旬再當地へ御立寄

ノ上御帰朝可相成御見込、且未タ御治定ニテハ無之候へ共、事

義ニ依リテハ米國御順廻御帰朝ノ御積リトモ難計候

一吉原君ハ当月廿五日ナープルス港へ御着船、夫々陸地ヲ当地へ

御出可相成電信有之候へ共、未タ御着巴ニハ不相成、併シ不日

ニシテ御着と存候

一去廿五日夜、小生坪内同道文部大書記官九鬼隆一殿方へ食事寵

出候

一今便國博覽会中、日本家屋ニ付物産会社へ雇置候東京吉原料理人田中幸次郎用済ニ付帰朝仕候ニ付、同人へ相托シ当地の新聞紙一枚差出シ候間、御一読可被下候、則絵は、松方、前田ノ

写真ニ有之、横文ニは鮫島、松方、九鬼、前田ノ史略認メ有之

候、併シ小生未タ仏文不読候間、噂承り居候而已也

一博覽会開場中ニ日本出品人へ賜リタルメダル、金廿二枚、銀四

十八枚、銅凡百枚、内物産会社へ賜タル分ハ金三ツ、銀二ツ、

銅壺ツ、賞状壹枚ニ有之候

一博覽会中ニ売却セシ日本商人者沢山有之候へ共、就中七宝会社

ト横浜三野村長次郎トヘ売上ケ金サ万円ツ、も有之候様子也

一当支店者日々日本料理ニテ珍ら敷龍動旅宿ニテハ会々持ユル而

已故寒ニ遊快ナル事ニ候、且当支店ニ旅宿致居候日本人廿四五

名日々食堂ニテ大喜ノ故、是ニハ困却ス

右御報旁御無沙汰御伺申上、尚余事帰英ノ上可申上候也

尚々吉原局長昨夕御着巴里相成候へ共、未御面会不仕候

十一年十一月廿八日

養之助

樹德堂尊父様

本文相認メ置候時計代者少々難相知候間、何れ後便ニ可申上

尊父上様

方正義殿ヨリ之伝言申ス

一巴里支店エ出状ス

十二月二日

[6] (三井養之助ロンドン滞在日誌) (明治一年一二月一日～
二月十四日 和紙便箋)

明治十一年十二月一日

一午前七字四拾分ノ氣車ニテ仏國巴里斯ヲ出立、午後一字五分ニ
仏國カレイ地名ヘ着車ス、此処ニテ昼食シ、同三拾分ニ蒸氣船へ
乗込、凡拾五分過テ出帆シ、午後四字ニ英國ドバーグ名ヘ着船
ス、本日ハ日曜日故此所ニテ荷物検査シ、五字頃此所出車シテ

英國龍勳ヘ行、午後六字半頃ニ英國龍勳ビクトリエステーイン
ヨンヘ着車ス

一本日ハ午前十字頃迄曇天、夫ヨリ後ハ風雨夜ニ入テ霧煙風ト成

ル

一仏國カレイ地名トノ間ハ静海ノ場所ニハ無之、陸

地ニ風無之時ニテモ相応ニ船動キ、(日本坂ト神戸トノ)、仏國巴里斯

ニ博覽会開場中ハ蒸氣船二艘合シタル解ケニテ、四本煙出シノ
船ヲ此所ヘ浮ヒ渡海ノ旅客ヲ伴フ、當時ハ平常ノ蒸氣船二三艘

ニテ渡海ス

一ビクトリアステーイションヘ着車ノ節、山尾熊三殿同所ヘ被申
居、同人ノ周旋ニテ 5 Ladbrooke Crescent Notting Hill W.

ニ旅宿ス

一右旅宿ヘ着之節ニ南領事宅ヘ立寄リ、仏國巴里在留大蔵大輔松

組到着ス

一午前ハ霧強キ故在宿

一午後小浦錦三郎殿ト Miss Harridge 方々行

一井上奥様ヨリ日下義雄氏ヘ之御状届ケ方山尾氏ニ依頼

一午後公使館ヘ絹糸一箱届ケル、夫ヨリ南保殿方へ写真届ケル

一本日ハ寒さ少シ薄ラギ、午後少々降雨ス、霧同様

一(ア)

十二月三日

一午前ヨリ蒸氣車ニテ出勤ス

一旅宿ヨリ店迄凡七英里、蒸氣車ニテ行ケハ三拾五分ニテ Bishopsgate Station ヘ着ス、是ヨリ店迄凡二丁計り、町田ハ 1

Croxtrey Square Bishopsgate St. E.C.

一大蔵大輔松方正義殿、租税局長吉原大蔵大書記官殿、谷大蔵三等属隨行、昨夜巴里出立シテ今朝六字ニ Victoria Station ヘ

御着、同所ノ Grosvenor Hotel ヘ御旅宿

一大蔵大輔松方殿より御用ノ義ニ付大蔵三等屬谷謹一郎殿來店

一日本東京ヨリ日々新聞来ル

一 Manchester 地平岡盛三郎氏ヘ為換金ノ義ニ付出状

一日本東京小笠原旧知事小笠原忠忱殿より鹿ノ子衿四掛、錦画廿一

組到着ス

一本日ハ曇天霧少々
十二月四日
一午前前日同様出勤ス
一松方正義殿御旅宿ヘ出ル
一巴里斯ヨリ大藏大輔御荷物ノ義ニテ坪内ヨリ来信
一巴里支店ヘ返書出ス
一本日天氣静ナリ
十二月五日
一午前前日同様出勤ス
一松方君御旅宿エ出ル
一本日天氣昨日ノ通り
一午前前日ノ通出勤ス
一日本へ出状ス
一天氣寒シ、霧深シ、夜ニ入テ初雪降
一松方君御旅宿ヘ出ル
十二月七日
一午前々日同様出勤ス
一午前松方君御旅宿ヘ出、茶相付場差上ル
一松方君ヨリ來状、本日夜御旅宿ヘ出ル様申来
一午後六字半ヨリ松方君方へ出、別盃ノ席ヘ出ル人員へ、松方君、
上野全権公使、吉原大藏大書記官、南領事、二等書記官鈴木金

藏・有嶋武、一等書記生園田某、一等書記見習末松謙澄・同大
越成徳・同長崎靜吾、公使館御雇英國人レーノース氏、領事
館一等書記生立田某、大藏三等屬谷謹一郎、三井養助、惣員拾
四名ニテ午後八字ニ席ニ列ス、食事終テ後松方君、上野君、吉
原君、南君、未松君ノスピーチ有之、午後二字ニ各退座ス
食料老人前野磅野志位(日本語)引直シ
一本日ノ天氣ハ前夜ノ雪ニテ往来尤悪シ、乍去前夜ノ雪不融雪ハ
氷ト成人馬江ルコト甚多シ、夜ニ入テ寒さ増、雪少シ降ル
一午後松方君御旅宿ヘ出ル
十二月八日
一氣候寒シ
十二月九日
一午前ヨリ氣車ニテ出勤ス
一午前松方君御旅宿ヘ出ル、夜又御暇乞ニ出ル
一夜松方君之御使ニ谷三等屬旅宿ヘ入来セリ
一午前ヨリ霧強ク終日瓦斯相用ユ
十二月十日
一本日ハ霧深キ故終日在宿
一松方君今朝七字ノ氣車ニテ御帰仏
一吉原大書記官ハ当地ニ御在宿
一夜ニ入テ徳川家達殿旅宿ヘ行

三井養之助（高明）ロンドン來状

- 一 午前ヨリ出勤ス
一 上野公使ヨリ來状、坪内、百武、平岡ヨリ來状ス
一 日本ヨリ日々新聞、報知新聞中林ヨリ到着ス
一 平岡盛三郎殿へ日本ヨリ過日來ル為換手形マンチストルへ送リ
一 気候不相換寒シ、Regent Park 花園、St. James's Park 花園、
Hyde Park 花園、其他ノ花園ニ有之池皆氷ニ成、其張リタル
上ヲニ行老若男女沢山成由、昨日ハイドパーク花園ニテニル
人五千六百余人人ノ由也、同夜同所ノ氷破レテ落タル人三拾余
人、其内死タル人モ有之由、氷ニ見物ニ行人沢山ノ由、日ニ寄
レハ夜ル松明ヲ燈シテ遊ニスル者も有之由、尤遊女姫婦モ其處
ニ共々遊ニスル由
- 十二月十一日
一本日モ霧深キ故在宿ス
- 一 前回断
- 十二月十四日
一本日モ霧深キテ出勤ス
- 一 午前ヨリ氣車ニテ出勤ス
- 一 過日ヨリ降リタル雪昨日ニテ皆融タレ共、水道氷ノ為ニ不通、
瓦斯モ不通、乍去夜ニ入テハ家毎ニ燈ス故氷融、螢ノ如キ火故
蠅蠅ヲ相用ニ
- 一 巴里支店へ出状ス
- 十二月十五日
一 昨十九日ヲリエンタルバンクヘ千六百磅巴里支店ヨリ之為換仕
- 一 本日々曜日ニ付終日在宿ス
一 天氣別段相變コト無ク霧煙深シ
一 在宿
十二月十六日
一 有嶋武殿大藏省官員ヘ英貨三拾五磅相渡シ、請取証書巴里支店へ送ル
一 平岡盛三郎殿ヨリ為換金請取証書來着シ、日本本社へ送ル
一 平岡九字半頃ヨリ霧煙尤深ク、往来向側人民ノ通行不見、庭前
武拾間先通行スル蒸氣車不知十一字半過ニシテ漸ク消煙ス、其
後ハ平常ノ通雲天
- 十二月十七日
一 午前南領事宅へ末歲進物持參バ
一百武安ニ郎殿ヨリ依頼セシ Dr. Bruce 方へ可届ケ仏國ノ干葉
子持參ス
- 一天氣終日曇、午後霧雨煙深シ
十二月十八日
一 日本ヨリ來状、巴里支店ヨリ來状ス
一 ワリエンタルバンクエ英貨千六百磅可致様巴里支店ヨリ申来ル
ニ付、取扱方山尾氏ヘ依頼ス
一天氣前日同様
十二月十九日

拵へきノ処、金融俄ノコト故可相成兼故見合タル由山尾氏ヨリ

承ル

一右ニ付即刻巴里支店ヘ *Vigan* ヨリ請取タル金額通送スル様申

送タル由

一本日ハ霧尤深シ、朝ヨリ燈火ス

十二月廿日

一午前ヨリ全快セシ故出勤ス

一巴里支店ヨリ為換金千六百磅送来ニ付、ヲリエンタルバンクヘ

拵入支店ヨリ *Vigan* ヘ渡タル請取書銀行ヨリ請取り、此由巴

里支店ヘ文通ス

一日本本社ヘ出状ス

一R. B. Irwin ヨリ請取タル請取証書一通送ル（日本々社ヘ）

一去十四日南領事ヘ英貨貳万二千磅上納セシ義本社ヘ文達ス

一巴里支店ヘ七宝会社丸中氏荷物之義ニ付文通ス

一天氣終日惡シ、霧煙深シ、瓦斯燈ス

十二月廿一日

一在宿

一巴里支店ヘ出状、村松氏、丸中氏ヘ出状ス

一天氣平常之通り、夜ニ入テ増寒降雪ス

十二月廿二日

一日曜日ニ付在居ス

一昨日ヨリ之雪五英寸程積ル、本日ヨリ風雪無煙

一(4)

十一月廿一日

一午前ヨリ出勤ス

一夜ニ入テ山尾氏同道 *Hyde Park* ヘスケート見物ニ行、同所

ノ池水凍、老若男女ハ其上ヲ遊歩シ、老人ツ、少ナル燈火ヲ

用ス、松明モ有之、人數千人余ノ由、氷ハ十三英寸ノ由

一夜ニ入テ雪チラ／＼

十二月廿四日

一午前ヨリ出勤ス

一夜公使館ヘ年玉持參ス

一夜六字頃ヨリ尤霧煙深シ、小生ノ勉強所ヘ霧煙入り、フトーブ

ハ為寒氣不燃、瓦斯火闇、往来スル人ニ行當るコト多シ、往来

ノ瓦斯煙ノ為不見、車馬蒸氣車ノ通行止る、諸売店ハ閉店ス、

往来ノ人民ハ松明ヲ持テモ霧煙ノタメ不用、鼻ノ穴、口、耳ヘ

ハ煙人込、地者一昨日降タル雪凍リタル故板ノ上ヲ通行スル如

ク足不止め、往来人民ノ声凍ル

一市中ハ明廿五日耶蘇誕生日ニ付兩三日前ヨリ鳥牛羊肉舎ハ往来

軒先ヘ荒板ニテ家根ヲ排ヘ（日本正月ノ同様）鳥牛羊肉ヲ並釣シ（魚やも此鳥牛肉や）、本屋（書物や也）菓子ヤニハ進物品ヲ表ヘ並

（価ハ平日六三倍高直）上等、中等ノ人民ハ七面鳥ヲ買入ル、下等ノ人民ハ鶯ヲ買入、家並ニ食堂ヘ *Ivy, Misseltoe, Holly, Laurel* ノ四枚ヲ釣シ、耶

蘇誕生ヲ祝フ由、尤仏國ハ英國ヨリモ尤盛ナル由

十二月廿五日

〔7〕 三井養之助書簡（父高喜宛 明治二二年一月二一日付）

二月廿一日 「187」九

第十三号

樹德堂尊父上様

明治十二年一月四日ヨリ十一日マテ之東京日々新聞同月十二日横浜出帆之米国郵便船ニ托シ日報社ヨリ送越タル分、本月十七日朝相達直チニ拝見セシ処、四日、六日之双紙ニ曰、一月三日夜三井銀行ニテ新年祝賀ノ夜会ヲ相催セシ云々巨細ニ書認有之、定メ多

日々新聞公報告中ニ東京米商會所報告書ニ三井次郎右衛門義此度三井八郎右衛門と改名云々有之、尤此義昨年尊君ヨリ被仰越候御書面ニテ予メハ承知仕候へ共、其後ハ何共御文通無之故定メ今年者御改名ノ事ト心得居シ所、右報告ニテ委細承知仕候

○当國之大不景氣ト寒氣強敷事トハ近年ニ無之事者定メ仏國博覽會相済候而帰朝スル人々及新聞等ニテ御承知相成候事と存候、然レトモ当社ヘ政府ヨリ御依頼相成居候輸出米者非常の上直ニ壳却出来、此頃壳却致居候米者殆ト壳封度ニ付英貨拾壳志六ペソス(小壳壹石ニ付金拾二三円余) ヨリ拾壳志位ニ壳捌ケ、此通り之相場ニテ追々玄米壳捌ケ候ハ、此上も無御座上直段、且此米ニ付而者別段當

市中者不景況氣と申コトハ無之候へ共、他ノ品々者皆不印也定メ最早御承知ニ者候へ共為念可申上義ハ左ニ

於歐州ハ一昨年来今年マテ統テ戰合有之、昨年者英國トアフガニ

スタン国トノ戰合未タ不濟処、今年ニ於テ又々英國ト南アフリカ國ズル一人民トノ戰相始リ、此戰ニ付テハ英兵大キ不勝利、一昨年アフリカ國中英領分グードホーク地名ト申處へ出張ノ英兵ヘ英政府ヨリ下渡シタル軍旗式本此程ノ戰ニテズール人民ニ被取、英兵該地ニ出張ノ者五百余人、土官四拾名余寵死ス、絶兵方ニテハ戰死ノ者五千余人ノ程、且同地ヘ出兵ノ英兵ハ凡五千人、絶兵ハ武万余人、殊ニ絶兵ハ皆々有名ノ強氣、何分英兵ノ勝利スルコト不知故、前周間ニ当地ヨリ彼ノ地ヘ英軍艦拾三艘ニ英兵乗込出帆シ、又廿日英軍艦三艘ニ英兵乗込出帆仕、臨時ノ飛脚船二艘も出帆セリ、是ニ付テペーリアメント（政府集会所）ヲ開キ、日々集会ノ様子（此集会之様子柄ハ長文故略ス）、是ニ付テ英國ハ非常ノ入費出金多分ノコト故、市中ノ噂サニハ税金ノ上ルコトも難計由云々申居候

○昨年スコットランドノ銀行閉店後続テ當市中ノ商人式三ヶ所閉店シ、其以来者殊ノ外ノ不景氣、是者市中ノ商人共者凡七ヶ年間ニ壳却スル品物ヲ買集タル處右ノ戰起リ、其レガ為望ノ者有之テモ買求メ不致、買求タル商人ハ品物不捌ケ故金融相付兼殆ト困却スル者多シ、依テ何分ニも荷捌ケ兼ヌル者ハ追々身代限り、且當時大流行スルハ芝居身代限幾計リニ有之候

松方大蔵大輔御義、定メ最早此頃者御地へ御着相成居候事と奉存候、乍恐御同人へ御面会ノ上者、宣御申上被下度奉願上候。先年米國領事館へ御在勤ノ富田鉄之助殿、今般当地駐劄日本公使館詰被命一月三十日御地出立御渡英可相成趣承リ候。川路陸軍少將今般御渡英可相成趣新聞紙ニテ承知セリ、右不敢余り御不沙汰仕候間如斯、時候折角御厭被遊可被下、母上様へハ今便御不沙汰仕候間乍恐宜御申上可被下候、早々頓首。

養之助(伊)

[8] 三井養之助書簡（父高喜宛 明治二年五月一五日付 複写紙）

覚

樹徳堂尊父上様

〔路カ〕
御海□御君義四月四日御帰國相成タル趣恐悦奉存候、尊公久々之御帰京故定メ御用多ノ事と愚考候
上の公使者前書ニ申上候通り御無事ニ去十五日御乗船相成タル趣、十七日ニネープウルス港ヨリ公使付之書記官ヨリ文通有之候芳川電信局長之御注文ニテ日本料理ヲ私宅ニテ持ヘ、去ル廿日芳川君御入來（外ニ書記官西三名共ニ）、該料理之獻立者鯛と鮭と者作り身□（鮭□り身、海老□□焼）煮豆、菓子、水菓子ニ而六品ニ有之、然ル處是迄私宅ニテ日本料理ヲ持ヘル節者、上野公使之□ヲ雇入候へ共上の君と共に過日帰國セシ故、料理人無之、依而無拠小生自料理、實ニ飯たき兼料理等始メテニテ聳ト□、

然ル處左候得共飯ノ□出来克ク作り身ノ切方至極宜敷□□□芳川君大キニ御嬉ひニテ色々日本ニ之有様ヲ御話被成就中深川下邸ヘ英客□ード氏フ饗心セシ□□シ□細ニ承り候、御同人者定メ来ル十一月頃当地御出立ノ御□有之候先者右如斯今便者別段余事可申上処無之候、猶後便折角時かふ御厭ひ被遊可被下候、早々頓首。

三井養之助

[9] 三井養之助書簡（父高喜宛 明治二年八月三日付）

一井上馨翁御帰國後ハ小生 122 Lancaster Road 1^{番地}此家之庭先ヲ龍動都府中人民往復スル氣車通行シ、鐵道線之辺リニハ百種之野菜物植附有之、日々該氣車之往復スル事幾百度

一此 Lancaster Road ト申處者龍動府之西之方ニテ Notting Hill ト申区之部分内ニテ少シク田舎ニ寄リタル場所、空氣最上ノ地ナリ

一日々小生出勤スル場所者 Crosby Square 1^{番地}ニ有リ、此 Crosby Square ト申處ハ龍動府中東之中央ニテ最賑合處ナリ一該所ハ R. W. Irwin ト申人ノ店、此人ハ米国人ニシテ先年來

当地へ出張シテ三井物産会社トコルデスポンデンヌヲ結ビ、本国三井物産会社ヨリ当地へ送越處之國產ヲ壳捌キ居、我ガ領事館ノ有之辺リナリ

一此 Irwin ノ店者不日三井物産会社之名義ニ引直シ、更ニ三井

物産会社支店トナシ、本国本社ヨリ支配人専人派出シテ事務取扱フ事ニ相成たり、左スレハ *Iruin* ハ當会社ノ代理人ニテ同ク社員と可相成、エゼントニハ無之人ナリ

一右支店ニ派出スル支配人ハ笹瀬元明と申人ナリ、此人ハ渋沢栄一翁ノ甥ニテ静岡県之士族、米國ニ大博覽會有之たる節ハ事務官ニ相成候而該地ヘ出張シ、帰國後ハ三井物産会社之社員ト成り而支那国上海ノ支店詰ニ相成居、此度当地ヘ支店取立ニ付本社ヨリ出張為致ル趣ナリ

一當地去月廿六日頃ヨリ俄ニ暑さ強ク相成、其後ハ日々晴天ニシテ毎夜月景最美ナリ

一日本米ヲ始メ其他各國之米共ニ本年ハ相場騰貴シテ、米中買人ノ祝ヒ一方ナラズ、氣配益宜シ、當時日本米當地ニテ売却スル相場玄米卸売ニテ一袋凡十四志日本紙幣ニテ、凡三円七十錢、白米ニテ一袋十七志位

一本年歐州各地共ニ天氣非常ニ惡敷故生糸ノ出来最惡敷、故ニ支那、日本兩國之生糸相場大半ニ騰貴セリ、然ル處去六月上旬俄ニ高直ニ壳捌ケたるニ付、其後ハ直段騰貴スルコト少し薄ラギ併シ先周間ヨリ天氣相換りたるニ付、又々相場少シツ、相換りたり

一支那政府ハ此度當國造船司ヨリ軍艦八艘并ニ彈薬大小砲銃ヲ買入、既ニ軍艦八艘者最早支那政府ヘ出帆シ、彈薬大小砲ハ當今積送り中之由、市中ニテ之噂サニ者日本と開戦スル様子

一小生義本年も養生之為凡二周間程田舎之方へ罷出、休暇可致積り

一小生義以御蔭當國派出後者未タ是と申ス程之病氣ニテ引籠たるコト更ニ無之、折々者風邪ニテ困却スル計ニ有之候

一御尊君始尊母兄上様ニも不相換御機嫌克御入らせられ候事と奉推察候

先者右如斯時候御伺旁、早々頓首

十二年八月三日

三井養之助

尊父上様

[10] 三井養之助書簡（父高壹宛 明治二二年八月二一日付）

八月廿一日「187」九

尊父上様

本年も為養生二周間程海岸へ可罷出積りニ有之候處、御承知之通來月一日ヨリアルウイン店ヲ三井物産会社支店ニ引直シ候ニ付、先達面モ申上候通り、東京本社ヨリ當店詰支配人トして笹瀬元明（（渋沢栄一之甥）渡英いたス趣益田ヨリ申越、既ニ同人最早東京出立シ、香港ニテ兩三周間滯在、其上彼地之用向為相済、不日ニ着英相成候と存候、依而當時者支店創立及筆瀬元明着英前ニテ別段是と申ス用向モ無之候へ共、何歟彼は仕居候而未タ海岸へも不罷出、又諸方ヨリ泊り懸ケニ參る様申越居候へ共追未タ何れへも不罷出、廿三日ヨリ廿五日迄龍勳近辺之田舎へ泊り懸ケニ參る様

申越タル人有之候ニ付、一両日休息旁可寵出積りニ有之候

六月上旬、横浜支店詰馬越恭平御地へ寵出、久々ニテ御面会仕た

る義申越候、同人ヨリも時々書状有之候處、当春以来ハ書状不参故如何致候歟と存居候處、一月頃より長崎其他之地方へ寵出、漸ク

六月十一日ニ帰店セシ趣、久々ニテ此程文通有之候

当地ハ又々兩三日雨天ニテ雷鳴多ク、霪雨降リニテ大半ニ困却仕候、当夏ハ暑さ廿日程之間ニテ夏と申セハ夏ニテ、六ヶ月之春秋と申シテも可然天氣、諸方ノ木ノ葉最早追々散落チ、寒暖計者正午六拾四度位、市中之景氣大半ニ惡敷、人民ハ追々田舎住居ニ相成者多シ、物品者下落スレ共買手無之、流行病ハ無之候へ共氣候不順ナルニ依而病人諸方ニ有之候

川路少将来ル廿四日馬港出帆之船ニテ御帰国之趣

右如斯、時候御伺旁、早々頓首

三井養之助書簡

〔11〕 三井養之助書簡（父母宛 明治二年八月二八日付）

前文御用捨可被下候、陳者御益様春來御不快ニテ御引籠御養生被遊候次第、野依周吉郎、西沢市兵衛の兩人ヨリ委細之義文通有之承知仕、誠ニ異々も御残念成コト筆紙ニ難書尽、六月廿八日真盛寺ニテ御内葬御營ミ被遊候趣、御本葬者西京ニテ御營ミ被遊候ニ付、景兄一先御帰京被遊候御積り之處、惡病流行中ニ付於東京ニ御中陰為御済、其上流行病薄ラギ候ハ、西沢市兵衛其他之兩人共

二御帰京被遊候次第承知仕候、定メ此頃者景兄ニも御帰京相成居

候事と存候

芳川電信局長一昨廿六日午後二字之氣車ニテ当地御出立、巴里ヘ御^(出)同地ニ而二周間御滞在之上歐洲各国ヲ御巡覽、其上^(十月迄)伊太里亞國ヨリ御乗船、夫々印度地方御帰國相成、御同人御帰國之上者直チニ小生此地ニ無事ニ寵在候義御伝言有之様願置候間、

御聞取被下度

芳川君同地ニ滯在中者日々御旅宿へ寵出居、折々者芳川君之貢物ニ^(御同)道シ或ハ御旅宿ニテ食事シ、或ハ基遊シ日々^(達)君之御導致

居候

川路少將者去廿四日馬港御出帆相成、御同人者前申上候通り當春

御着仮後者肺病ニテ日々御引籠御養生相成居候へ共、別段ニ御全快と申スコトも無之、又當冬歐州ニ御滞在候而者惡敷方ニ相成候共宜敷方ニハ不相成趣、依而俄ニ御帰朝相成たる事ニ候、船中ニテ御不快無之候ハ、宜と^(地御)申居候

高島君者當時歐州各^(順見中)

米國在留我等領事高木三郎氏者本日巴里ヨリ當地ニ御着之趣、先便申上候通り小生去ル廿三日午後五字五分之氣車ニテピーライトルス・フイルドと申入田舎へ寵出、此地者龍動ヨリ五拾五英里有之、小生寵出たる家者ロンドン・マウンテン・バンク之支店ニテ隨分之大家ニ有之、廿五日午後六字三拾六分之氣車ニテ帰宅仕候、然ル處、先周間ヨリ天氣続テ惡敷候處、廿四日ハ終日天氣ニテ大

三井養之助（高明）ロンドン來状

キニ仕合シ諸方遊歩仕たり、併シ別段珍事ハ無之、只食事シテ遊歩スル而已、此地へ日本人之来ルコト小生始メニテ、市中之人々日本人珍敷故小生ヲ見ニ出る人多シ
東京者米国高名之グランド氏來客ニテ日々盛ナルコトノ由、故ニ益田ヨリモ文通無之候

右如斯、猶余事重便ニ可申上候、早々頓首

十二年八月廿八日

尊父上様
尊母上様

三井養之助

る趣新聞紙ニテ承知仕、併シ宅々一同御別条無之事と奉存上候
寿艶様御中陰無御滞八月十四日御尽七日為御済相成候趣、未タ景兄御帰宅不相成趣、當時東京銀行ハ無人之由ニテ、殊ニ寄てハ景兄北国分支店俟査ニ御廻行相成趣過日市兵衛の申送、景兄ヨリ御文通無之故定メ御多端之事、殊ニ御旅行之際故と推察仕候

三井物産会社々員笛瀬元明義以御降九月二日香港ヲ出帆シ、本月十日ニ無事ニ巴里ヘ着仕候由安久ヨリ申送り、未タ該店ニ滯在

仕居、実ハ巴里支店も當時者無人、其上近々ニ同店転居仕候故、猶更人手無之、笛瀬も該店ニ社用有之旁手伝ヘ致居、何れ用向相濟次第出英候事と存候

西沢市兵衛事も未タ東京ニ罷在候由申越、尊君者當時京都ニ被為在候事と存候

東京表者過日来折々夜会等有之候而非常賑合之由、紙上ニテ承知仕候、先者右御不沙汰御伺旁如斯、折角時候御厭被遊被下度、早御義ニ奉存上候、隨而當方以御陰日々無異ニ事務取扱罷在候矣、乍恐御尊意易思召可被下候、掇其後者御無沙汰仕、過日来ヨリ一

十二年
十月廿三日

三井養之助

尊父上様

書差出スヘキ咎之処、實ハ

九月十八日ヨリ富田鉄之助
順從代
理公使
末松謙澄
一等書
記見習
之西氏と共ニ

スコットランドへ罷出候テ、漸ク本月三日ニ帰宅仕候

別紙ヲ以テ右旅行セシ様子柄入御覽候間、宜敷御考証被下度、隨

（別紙　スコットランド旅行記）（明治二年一〇月）

九月十八日前十字四拾分
London Station
Panels Station ラ発
シテ Edinbara ヘ趣、途中之景色午前之処者余り美景と可申処者

無之候へ共、午後二字四拾分頃と思候時、一ヶ所之 *Station* へ着車ス、此ステーションノ者 *Noranton* 申所ニテ隨分盛ナル場所ナリ、此處ニテ乗客同中食ベ、車止マルコト凡三拾分ニシテ午後八字四拾分ニ *Edinbara* (此地者スコットランド國ノ都府) へ着車ス (ロンドンヨリスコットランド都迄之里數三百)、此夜ハ別ニ見物スベキ場所無之故ホテルニテ一宿シ、翌十九日市中之案内人 (案内人ヲ諸方へ連れ行商亮人ナリ、此者之屋) と共に馬車ヲ雇 *Holyrood-Palace* (此處者昔ス料金人一日七志六片ナリ) と共ニ馬車ヲ雇 *Holyrood-Palace* (コットランド女王有之節メリート申ス女王ノ住居セシ城ニテ、見物スル品々ナリ、見料ハ老人前ニ付王女六片ソラ堂ヲ始其他城ニ有之墓所、油画數百枚ナリ) と共ニ馬車ヲ雇 *St. Andrews* (此シントアンドリュース申處ニ者千百年頃ニ出走タル大학교院跡及古城之焼跡等有之) 、寺院、裁判所、古城之屯所ニ成居る) 等ヲ見物シテ博覽館へ出、此處ニテ中食ス、夫ヨリ大中学校及支離ノ男女児童教育学校等見物ス、翌廿日朝七字イジンバーラ出立シテ *Grand Burmeland*, *Dundee* (此處ニ着スル鐵道、川幅二里十三四町モ有之處ニ懸ケ渡し有、*Perry* 等之鐵橋ヲ氣車ニテ通行ス、橋上行ク時間氣車ニテ凡五分之間) 、*Lady Bank*, *St. Andrews* (此シントアンドリュース申處ニ者千百年頃ニ出走タル大學校院跡及古城之燒跡等有之) 、*Highland* ハ氣車ニテ登り、*Pitlochry* (此處者イラ) へ着ス (此時午後五時三拾分程、無観此處ニテ一宿ス) 、翌廿一日朝起字四拾五分、此處ヲ出立シテハイランドラ下り (此ハイランダ者昔ヨリ昭シニ聞及ニ岩) 計リ) て午後三字ニ *Inverness* へ着ス (此日者日曜日ニテ見物スル處無之故寺々ヲ見物シテ墓所ヲ見物ス) 、此地ニ懸ケ渡し有之橋者不殘釣橋ニテ、日本形之木橋と思橋壠ケ所有之、翌廿二日午前七字ニ同所ヲ出立シテ *Caledonian Canal* (此處ヲ蒸氣船ニテ通行シ朝晉夕食共船中ニテ持ト食料三志ナリ) ハ行、十字頭有名ノ滌ヲ見物ハ行 (此處ニテ船壠守間止マル、

滌ノ見料四十)、午後五字ニ *Farts William* ハ船ヲ乗換テ夜八字頃ニ *Oban* へ着ス (此夜此地之ホテルニテ一宿ス、着後雨風)、翌廿三日朝八字ニグラスゴ名ヘ向ケ、當地出立之積リニテホテル勘定為相済候而門へ出シ处、非常之雨風冽敷候而、何分ニも波戸場へ出るコト出来兼、依而無拋一日此地ニテ滞留ス (此日小生同様困却セシ人多シ、乍去此地者小島同様之地ニテ氣車有之處迄者廿六、七英里有之、依テ悉ク人々ハ皆乗船セリ) (跡ニテ承るニ船之破レたるコト五、六ヶ所モ有之たる由)、夕刻ニ至レ共風不止、且此地ハ小島同様之地ニテ船便而已、當時鐵道築中、當時鐵道出来居處迄者武拾六、七英里有之、若シ其處迄行コトヲ好メハ馬車ニテ行、依テ何分ニモ風不止候故乗合馬車会社へ行て乗車之切手ヲ買 (老人前六十片)、翌廿四日朝者昨夜ニ代り晴天ニテ海上至極平安、浪靜ニシテ風吹不致、依テ午前八字ニ乗船ス (昨廿三日乗合馬車会社ニテ買入タル切符損スル、残念ナリ)、夕七字頃ニ *Glasgow* (此地者造船所其他鐵工所) へ着ス (此朝ラベン出立シテ後十字頃ニ又一ツ之カナルエ入り、此處ニテ船乗換、十二字頃ニ至テカナルヲ出海之蒸氣船ニ乘換ル、此邊之景色よし、尤_モ食トモ船中ニテ喰ス)、此夜ホテルニテ一泊ス、翌日者馬車ヲ雇ヒテ市中之古寺院、古城、大學校、博物館ヲ見物ス (此博物館之出品ハ多)、翌廿六日朝七字ニホテルヲ出立シテイジンバーラ向ケ出車ス、十字頭ニ氣車ハ氣船ニ乘換ル (此邊之人民ハ皆酋ナシ、男女共_モ服着用ス)、十一字頃ニ *Loch-Lomond* ハリ *Lock-Katrine* へ着ス (此處ニ

リ凡五英里程山中ヲ四足立之乗合馬車ニテ行、程少し後れテ胡水辺へ着ス、十二字半此処々又胡水蒸氣ニ乘換テトロサーカスト申處へ着ス、（此時一字半頃也）、（此辺之景色ハ過日來旅行セシ内之第一トモ言ヘキ美景色之処諸方ニ有之、場所ニ至テハ近江辺之景色アリ、又奥州松嶋之景色アリ、乗船客者十二、三人而已）、諸々之山々ニ降雪ス、隨分寒シ）、トロサーカスクヨリ Lobest ト

テ一イション迄乗合馬車ニテ行（此里數十英里ニテ馬ハ四足立、乗料者三志ヅ、ナリ）、ロベスト・ステーイションヨリボートルステーイション迄行、此処ニテ氣車乗換ニテ夜八字頃ニイジンバラヘ着ス、翌廿七日此地ヲ出立シテ New Castle ヘ着ス（此時一字頃ナリ）（ニユーカスル者英国内ナリ）、此地ニテ一宿ス、廿七日、廿八日者此地之古寺・古城等ヲ見物ス（此地ニ礦山アレドモ日曜日故見物不出来残念ナリ）、廿八日午前十一字ヨロヨリ Tyne Mouth ヘ行（此地者海岸ニテ旅客隨分有之レ雖、少々時候後れたる故當時凡二百人計リヨリ不居、此日者雨降ニテ殊ニ日曜日故見物スル處無之シテ即刻ニニユーカストルヘ帰る）

附曰、廿七日午後一字頃ニユーカスルヘ着車スル前、此地ヨリリバブルエ向け出車スル節、老人之娘（婚礼後凡一ヶ月モ相立チテルヲ送り、ステーイションニテ氣車之為ニ體三切レト成テ即死ス別レル節手ヲ取スルラリ）

廿八日午後八字ニユーカスルヲ出車シテヨークヘ行、博覽会ヲ見物スル為此夜ホテルニテ一宿ス、翌朝此地之寺ニ博物館、博覽会等ヲ見物シテ、午後三字四拾分ノ氣車ニテ Scarborough ヘ行（此

地者海岸ニシテ毎年各地ヨリ遊ニ来ル人多シ、當時之遊客一二千余人之由）、此地ニテ両三日滞在シ、毎日海岸ヘ出テ遊歩ス（此地ニテハ別ニ見物スル所無之、只海氣ニ當る而已、依テ新聞なし）、十月四日ニ此地ヲ出立シテ無事ニ龍動ヘ帰る

三井養之助

[13] 三井養之助書簡（兄高景宛 明治二一年一月七日付）

笹瀬元明出英便ニ御送り相成たる松魚箱壹個在入之ゆかた三枚、口子武枚、近事評論、団々新聞、味噌、こま、数ノ子正ニ相届キ、即刻ニ開封いたし誠ニ難有、御手數相懸ケ候段厚ク御礼申上候、諸品共無事ニ有之候間、御案心可被下候、扱又尊公三銀用向ニテ北方筋同行分支店之検査等ニ御出張相成候趣、定メ最早御出張相成候而御滞なく為御済之上御帰宅相成候事と奉推察候、又定メ此頃西京ニ御滞在之事と存候、○武之助殿方於式殿久々病氣ニ有之候處、養生不相叶終ニ死去相成候由、誠ニ氣之毒千万、乍憚御序ニ宜御申伝ヘ可被下候

三の村、野依、西沢へ者何れ後便ニ出状候間、左様御申入被下度尚、少シ申上度事も有之候ヘ共、本日最早相認メ候寸間無之、依而後便ヘ申上候

母御双公へよろしく御申上被下度
折角時候御厭ひ可被下候也

十二年

三井養之助

十一月七日

尊兄上様

〔14〕 三井養之助書簡（元高景宛 明治二年二月一五日）

小生当地へ昨明治十一年三月七日ニ來り、井上公之御旅宿ニ止宿致居候而日々英語之稽古シ、日々三井物産会社之用向ニテアルウキン氏店へ罷出候、井上公御帰國後者井上公之御世話ニテ児玉勝之助氏と共に（是迄井上御奥様之御稽古ヲ始メ其他井上公之賄等引請、井上公之御旅宿ニ止宿致居たる者、井上公御帰國後一家ヲ借入候テ児玉勝之助氏と小生ヲ世話致度様井上公へ申上たるニ付井上公御出立後直チニ右方へ罷出）止宿致来り、其後勝之助氏ハ帰国シ、本年二月ヨリ益田孝君弟英作氏と共に右方ニ止宿シ、日々稽古シテアルワイン店へ罷出候處、去九月一日ヨリアルワイン店者更ニ三井組之名前ニ引直シ、本社ヨリ笹瀬元明氏出張被致たるニ付（小生之考ニシテ此度笹瀬氏出張相成たるハ正ニ小生と交代人ニ無相違事と思ひ、「小生者笹瀬と交代スルナレハ最早両三ヶ月ヨリも当地ニ不被罷居、又帰国セハ最早当地へ参るコトも無之」折角是迄当地ニテ大金ヲ出シテ稽古セシ洋学モ日本へ帰レハ「不用ニモ不相成候へ共」余り入用ノ事も無之事故「先年米国ニテ凡考ヶ年半程稽古セシ時、一度帰国セシ後不用ニテ皆失念セシ故、此度も同様の事と存」、日々夜々其事ヲ思ひ毎夜少しも克き心持ニ寝たる夜去五月十二日後更ニ無之、併シ今まで如斯日々先生ヲ招

きて稽古セシ故、今日本へ帰りても諸事無差支、通弁ヲ始メ余事ニ至ル迄用立とも不被申上、故ニ五月十二日以後ハ非常ニ勉強シ、筆瀬氏出張後、是迄小生取扱たる用向同人へ引渡し）小生者は迄ノ通り勉強セシ処、浮とシテ右之女ニ心ヲ写シ又女も小生ニ心ヲ写シ、色々咄シ言聞セシ上女ヨリ小生と婚礼致度義申出シ、尤小生之事者井上公当地ニ御滞在中御同人ヨリ巨細ニ咄シ承り、又小生者日頃病身之趣も井上公ヨリ承りたるニ付、色々小生ニ付而之心配も致吳レ、其後者幸ニシテ小生不快ニも不相成、且又何方ヨリ承りたるヤ小生不日ニ帰國スル趣承りたる由、故ニ何卒出来るコトナレハ小生と婚礼致度様過日ヨリ再三咄シ有之たり、小生も前ニ申ス通り浮として右之女ニ心ヲ写シ、又者是迄三井家ハ同苗中ニテ從兄弟と婚礼而已シテ他家ヨリ入家スル者多からず（尤小生貴地ニ罷在候時ヨリ數度益田君ヨリ以後從兄弟と婚礼シテハよろしからず、他家ヨリ婚礼スル様態ニ咄シ有之）、故ニ何卒小生者右之者と婚礼致せる様御取計被下度

小生ヨリ右之者へ申入たるニ者、日本之風俗として両親有之忤者該両親承知の上ニ無之而ハ壁^(アマ)ヘ双方何程ニ申合セテも両親承知せざる時者家治り難ク、併シ小生も貴女と如斯相成候事故何卒ニ両親ヲ始メ井上公、益田・三の村之両君克ク此義承知致吳度、若シ日本ヨリ婚礼致候而もよろしく申来り候ハ、小生も此上無之幸ヒ云々申聞せ置候間、右之者之身柄其他之義万事井上公へ御相談之上、何卒婚礼致様御指令被成下度

右之者と婚礼セハ其上日本へ帰りたれハ日々右之者之通弁致ス事故、中々只今迄習ひ來りたる洋学も不用ニハ不相成、又会社へ外國人來リテも隨分駁引等益田君之指令ヲ請ケ致せる事と被存候右之者も小生同道貴地へ罷出候ハ、井上公とも久々ニテ拝顔出来、又婚礼セシ上ハ日本家屋ニテ日本風俗ニ也可相成心持、又貴地へ着後ハ日本言語之稽古も致ス積り、尤井上公御帶在中ヨリ今日ニ迄一家ヲ引請居候故、所帶向きの事ハ充分ニ呑込居

右之者當年三十一才ニて容色ハ美と云ニハ有ザレ共読書出来、日本人の事克ク心得居、井上公方ニ寵在候節御奥様之御手元ニ罷居候事故ニ少し日本言語存居、井上公御帰國之節大キニ別レヲ歎き、今一応拝顔致度事と時々申居

右之者之先祖ハ今ヨリ武三百年前イセクス名と申処ニテ高名之由、百五拾年以前者隨分ニ同苗有之タレ雖、歐風俗ニテ子ノ無之者者養子ヲ不望、當時ニ至テハ伯母老人有之（歐州之家法今此紙上ニ難書尽）

伯母者此事過日鳥渡右之者ヨリ承りシ後者存外ニ悦び何卒程克ク御父上御母上御聞済被下候ハ、此上も無之仕合、且又伯母も當年ハ七拾四才ニテ伯母方ニテ親類ヨリ壻入娘子ヲ廿四五年前ニもらひ候而日々右之者と兩人相暮シ居也

如斯婚禮致度趣申上候ハ、必養之助至急帰國スル様御申越とハ存候ハ共、何卒程克樹德堂尊父母公始メ、井上、益田、三の村名三氏ハ御申上被下候、婚礼相叶候様吳々も奉願上候

此状定メ三月上旬ニ者御落手と存候、左スレハ何卒早々西京へ御懸合被下候而至急ニ婚礼出来候様御指令被下度

小生

婚礼セシ上（又ハ貴地へ帰りシ上婚礼スルトモ）ハ何れ東京ニテ一家ヲ借入不申テハ不相成、故ニ何卒程克き處御周旋被下度、且又入費も何程位（小生両人ニテ下女両人）相暮セ候歟、當地ニテハ壹周間ニ（七日之間）英賃六、七磅（下女ノ月給日々の小貢物家之借料等ヲ込メテ）位ニテ暮シ相立故ニ、貴地ニテ一ヶ月五拾両も有之候ハ、充分ニ被存候未タ一度も不義ナル事者不致候間、早ク御指令有之上者婚礼シテ而シテ後表向きニ可致事と相方約定致たり、御安心被下度、決シテ是迄日本人が當歐州ニテ婚礼セシ如ク婚礼前ニ申証ケ無之次第ヲ致シテ如斯婚礼之義相顧候ニ者決シテ無之、樹徳堂尊父母之兩公、井上、益田、三の村之承知無之時者何トモ致方無之、左スレハ其趣ヲ巨細ニ申聞せへく候ヘ共、必一応井上君へ御咄シ御相談被下度

右之者ヨリも井上君へ此由文通可致候趣

此他巨細之事申上、且承り度候ヘ共、未タ婚礼御ゆるし相成候歟又者御ゆるし不相成候歟相分り不申故ニ、早々婚礼之義相叶候様御文通被下度、左スレハ委細之義可申上候

若シ此事相叶候ハ、日本人ニテ表向き（不義ニ無之シテ）婚礼セシ者之初度ニ有之

小生ニ於テハ少しも異論無之、只々先々ヨリ申上候通り、彼五名御承知之上ナレハ婚礼致度（只小生ヨリ少し年寄ニ候事而已）

先者右如斯御願申上度、何卒婚禮致シテよろしき様御文通被下度
此段早々御請奉願上候也

十二年

十二月廿五日

高景尊兄

御親展

禁他見

別紙ニ相認メたる義何卒程克樹徳堂尊父母上様ヲ始メ井上、益田
之双君等へ御相談之上、相叶ひ候様御取成被下度希願、実ニ双方
ヨリ之事ニ候故身柄等井上公へ御尋被下候ハ、逐一ニ相分り可
申、且又当時者左程婦貴ナル人ニも無之候へ共、百五拾年前ヨリ
続テ武三拾年前迄者山中善右エ門氏程之身柄之由、尚又巨細ニ御
承知相成度候ハ、早々尋合御報可致候間、何卒御聞済可被下候
必々養之助至急帰國スル様との御申越無之様、且左ニ無之而願之
趣難聞届との義も御申越無之シテ願之義聞届候と御文通被下度様
奉願上候

十二年

十二月廿五日

高景尊兄

御親展

禁他見

高明

明治十三年一月二日

〔15〕 三井養之助書簡（兄高景宛 明治二三年一月二日付）
新年之御慶不可有際限御座目出度申越候、先以西京樹徳堂尊父母
上公ヲ始メ御一同御揃、益御機嫌克可被遊御重歲珍重奉存候、次
ニ當方無異儀加年仕候、乍憚御放慮可被下候、先者年始御祝詞申
上度以愚札如斯に御座候、猶期永陽之時候、恐惶謹言

三井高景尊兄

三井高明

陳者別紙封中之一書旧年ニ可差出筈之処、最早旧年之出帆日ヲ延
シたる故ニ今便差出シ可申上候間、何卒御見覽之上願事可相叶様
御取計被成下度、実ハ此義難相叶とハ存候へ共、先年小生米国ヘ
参りん時ヨリシテ此事相考居、且又是迄三井家の風俗トシ余りよ
からざる習ひ、殊ニ御一新後ハ三井組も大井ニ家風相換り、本店
ハ三井銀行とナリ、小生ハ三井物産会社之名前ニ相成候而、明治
十一年ニ益田之差図ニ依テ当地へ來り日々之稽古、実ニ只日本
へ帰國スレハ又もやは是迄之通り英語相失レ候事、先年米国ヨリ帰
国セシ後と同様、故ニ別紙願ひ之儀相叶ひ候ハ、幸福候事と存候、
且又先方も隨分心ある儘て殊ニ井上公も御承知之者故ニ何卒程克
御相談之上可相叶様御指令被成下度、決シテ是迄例ある通り之次
第二ハ無之、小生も両親有之身分故、他ノ人之如キ心にて此義相
願候てハ三井家之先祖ニ対シ何卒申訳ケ無之故ニ、貴兄ヲ以テ別
紙ニ書認有之人々へ御相談被成下度、御ゆるし無之てハ小生も安
心シテ成ス事も不相成

新年早々如斯事相願候てハ若シ御ゆるし無之時者夫迄の事、併シ

樹德堂尊父上様

先一応御尋不申候ハでハ實地不相知故ニ明治十三年之春ヲ以テ斯之義奉御伺候

先方も此義御叶ひ被下候や、又ハ御叶ひ不相成候ヤと時々小生へ尋有之候故、何卒至急ニテ御難被下度

吳々も此義六ヶ敷事とハ存候へ共、前ニ申ス通り一応相尋不申シテ小生一心ニ相極メ候てハ後々之事、実ニ困却致候、此義相ゆるし有之候時者貴地或ハ当地ニテ相計候様、且入費等巨細ニ御申越被下度、偏ニ奉希願上候

希望スル處者外ニ無之、只小生英語失念不存処と、外国人ニ対シテ三井家之名前相広メ候事とニ有之候

先者右如斯、吳々も此義御叶ひ被下候様願度奉実願候、猶余者後々各統々申上候也

明治十三年一月二日

高景尊兄

禁他見

[16] 三井養之助書簡（父高喜宛 明治十三年一月二日付）

樹徳堂尊父上様ヲ始メ其他ヘ之年頭御祝義者本日十日出帆船ヲ以テ差出シ可申候間、左様御承知被下度、此段願上候
森公使ハ十二月三十一日ニ仏國馬港へ御安着相成たり

[16] 三井養之助書簡（父高喜宛 明治十三年一月二日付）
明治十三年一月二日

二白

三井高明

未タ寒氣強事ニ候と愚考仕、折角時候御用心被遊被下度、此段奉願上候

高明謹（花押）

二白

高明謹（花押）

[17] 三井養之助書簡（兄高景宛 明治十三年一月五日付）

先便申上たる義能々相考候處、若シ此義井上、益田、三の村ヘ御相談之上小生と彼ノ者ハ何歟不義ヲ致シテ如斯之義相願出たると被思候而愚敷風分ニても有之候てハ彼ノ者へ対シて誠ニ氣ノ毒、小生之翻訳違ひ之様ニ存られ候てハ小生者勿論、彼ノ者へも申訳ケ無之候間、何卒申上兼候へ共、此義相叶ひ候様奉懇願候、且又此義心いそぎ候者外ニ而も無之

改春之御祝儀万里御同慶大賀至極目出度申納候、未タ寒氣難去先以御捕、益御機嫌克被為遊御重歲恐懼ニ奉存上候、隨而当地一同以御蔭無異儀加年仕候段、乍恐御尊意易御思召可被成下度、扱旧年中者誠ニ無申訳御不沙汰仕、歲暮御祝義として一筆可差出筈之處、例之筆不性ニテ終ニ不差出御不礼セシ段不惡御用捨被成下度、猶今年も不相換御添心被成下度、此段御願旁一書遞送仕候、当地旧臘ヨリ別段ニ相換りたる事更ニ無之、一同無事ニ越年いたし候、先者右如斯新年御祝詞として以愚札申上候、猶期後事余便之時候、恐惶謹言

今般森公使御家族と共に御出英、公使館ニ御滞在有之、就而ハ奥様の御稽古、公使館賄之義ニ付右之者ヲ御雇入相成度事ヲ本日鈴木金蔵中参りたる由、就而者右之者ヨリ小生へ尋有之、若シ小生ゆるせば先方（公使館）へ罷出度様との義故、小生之申スハ若シ此義御聞済有之候上、婚礼出来候事ナレハ只今公使館へ不出シテ是迄之通り内ニテ本国より之返事ヲ待居様、万々一此義御聞済無之節ハ誠ニ氣ノ毒、左アリても小生者生弟之身故中々出金スルコトも出来不申云々申入候處、左様ナレハ本国より返事之着スル迄も公使館へ参り居度様申居、小生之考ニテ此義御聞済相成候事ナレハ先々返事ノ有之迄も内ニ居而、御返事有之たる後ニ又何歟金融ノ付候事も出来候やと被存候間、夫迄相待居様と申入置候間、此義貴君相叶ひ候様思召ナレハ御相談被下度、若シ不出来と思召ナレハ其由ヲ早々御申越被下度

日本へ帰国セシ上者一西洋家ヲ借り入、小生両人外ニ下女両人都合四人ニ而暮シ度、又衣服ハ西洋服ニテ食事ハ日本食ヲ致スル由（併シパンヲ買入置度由）、入費者先達而申上候通一ヶ月五拾両ニ而外ニ者衣服代而已（人力車代ハ五拾両之内）西洋家諸道具車ニ寄てハ当方ニ有之品ヲ持行由、併シ左様致セハ随分入費相懸り候故、貴地ニ而買入候方可然と存候

ケ様申上候而も井上君其他之御承知無之時ハ致方無之様申入候

処、英國之風俗ニ寄れハ親及親類之者共不承知ニ而も当人ガ承知ナレハ宜敷由、且又何程親及親類之者共承知ニ而も当人ガ不承知

ナレハ婚礼出来兼由、故ニ壁ヘ諸君御不承知ニ而も婚礼致ス心組ナレハ只今ニ而も致度、夫共小生ガ少し心換ヘデモセシヤ云々申居、小生ニ於テハ心換ハ不致、併シ心へ違ひヲ致シテハ折角三井物産会社之名前ヲ引請たる事も右之者之為ニ不印ニ相成而者向後之暮シ方ニ困り、故ニ小生ヨリ日本人之風俗及三井家之風俗ヲ予メ申入たる処、右之者之申スニハ、若シ此義御聞済相成候ハ、尊父母ハ勿論諸事共ニ三井家之風俗ニ隨ひ可申様懇々咄シ有之、右之者も少シハ承知之氣味合也

若シ此義御相談之上不相叶時者、三井養之助ハ益田孝之指令ニテ洋行セシハ學習及商法ヲ習ひニ洋行セシニ、女ヲ連れ帰るもぐろみ者如何、心相換りシヤ云々御咄シ有之ニ無相違事と存候、故ニ井・益・三へ御相談之節ハ双方之心へ方ヲ第一ニ御咄シ被下度、可相成事ナレハ井公へ先ツ第一ニ右之者之様子柄ヲ何となく御尋被下候テ、而後ニ右之者之云々御相談被下候ハ、如何、井公ニ於テモ多分婚禮不相成とハ御申無之事と存候

小生出立之節、深川下邸ニテ益田君鳥渡（小生洋行シテ英女ヲワイフに連れ帰りてハ如何云々）咄シの如クニ御申わらい有之たり、右之者と婚礼セシ上、当地ニテ住居候而も一ヶ年三千両（衣服代ハ余ク）有之候ハ、一家ヲ借入レ候而相暮シ可申事出来ル

若シ小生と婚礼御聞済相成事ナレハ余リ彼ノ者ヲ永ク奉公致させ候事不相好、如何ナレハ三井家之先祖ニ対シテ無申証、且又御聞

済無之時ハ公使館行ヲ本日止メたる事、実ニノ氣ノ毒千万、如何
之縁ニテ如斯右之者ヘ心ヲ写セシ事歟と本日克々相考へ候處、元
右之者之困却スルヲなげかわしく存候而ケ様相成候事、又右之者
者如何シテ小生ヘ心写セシ歎尋合候處、小生之しんせつと井公ヨ
リ段々ニ承リシ小生之ヒストリヲ思ひ出シてヨリ斯心ヲ小生ヘ写
シたる由、且又是迄ニ多ク日本人及其他歐州之人々ヲ見るニ、小
生ヨリ外ニ望好ム者ハ無之との由（此義ケ様申セハ少し梅曆之様
ニテ候ヘ共翻訳セシまゝ認メル）、未タ日本人ガ余り外国人と婚
礼セシ人多からず、故ニ此度小生右之者と婚礼セハ必不義ヨリ成
立たる事之様ニ思召てハ双方困却候間、何卒左様不思召シテ実地
御考之上、四月上旬ニ一書御認メ御送り被下度、左様候ハ、五月
下旬ニ着狀と存候

外国人故、尊父母公との御咄シハ不出来レトモ少之間之不自由、
両三ヶ月も相立候ハ、少しハ言葉相覚、左スレハ追々ニ聞覺へる
事と存候

井上奥様当地ヘ御出之節ハ英語不通之處、四ヶ月程シテ少しつ、
相分りたる由、故ニ日本人との交際も少し之間不都合ナレ共、後
々ニ者不差支候と存候

元來（先便ニも申ス通り）永ク所帶ヲ持たる人故、且読書も出来
候事故、三井家之奥様方も英語之稽古追々ニ出来候事と存候間、
井公ヘ御相談被下度

小生も如斯場合ニ至り、小生も外々の者ヨリも右之者ヲ好ミ居候

事、又右之者ハ井公御承知之者（若シ此者井公御承知無之候而、
外々之者ナレハ左様ニも不思婚禮不覚速とあきらめ候ヘ共）故ニ
先御一考之上御申立被下度

三井物産会社ハ外国人之合手故、西洋人ヲワイフニ持候ハ、至極
弁利と存

能々此愚鈞御光覽被下、かへすゝも外事ニ無之候事故、小生一
人ニ而取極メ候事不出来故ニ無拠御相談申上候、尤小生御地出立
之節或人ヨリ小生ニ、若シ帰国スル節ハ女ヲ連レ帰るコトハ決シ
テ不致様と咄シ有之候へ共、小生者元來連れ帰ル積り故ニ右人々
ハ承知とハ申入置不申シテ出立シたり、定メ此義野依、佐々木
ヘ御相談相成候ハ、大立腹之事とハ存候へ共、行々歐州 Royal
Family 之考ニテ何卒三井家ヲ幾百万年も続ケ度、就而者没沢、
益田之如き者ヲ見習、三井家主人ニテ (issel) 商業取扱度
此事未タ早過ぎ候歟ハ不存候へ共、ザンギリ首ニ相成たるも三井
之者初度、夫々追々小の、島田、下村等も見習たる故、三井之者
初度ニ外国人と婚礼セハ、追々歐州人之如ク外国人との交際も広ク
相成、外国人との組合商法も出来候事と被存候、乍去若シ右之者
ニ心換り等有之候ハ、早々ニ可申上候間、左スレハ小生ハ外々之
者ヲ見ざがし候而も連れ帰るとハ不申上候間、左様御承知被下度
右之義ニ付而ハ何卒笨懶、坪内ヲ始メ其他之者共ヘハ御文通御無
用、目出度婚礼相済候上ニテハ何程御文通有之候而も宜敷候間、
何卒此義諸君ヘ御申入被下度

森公使御着英後、小生御着恐悦ニ罷出候處、御同人御出立之節益

田君之御伝言とかで、左ノ四ヶ条御咄シ有之たり

第一しんぼう 第二けんやく 第三英仏語学其地商法実地之見

習 第三然レトモ人者美食不致候ハデハよろしからず候間美食

スル様、第四諸事慎ミ芝居等へ行ザル様

右四ヶ条御申渡し有之、然ル处小生者日本芝居ハ好物ナレトモ西

洋芝居者不好、又当地へ来リシハ一昨十一年ニテ、交際、臨時、

雜用、旅宿代、食代、衣服、小買入物等之諸費ニテ凡四千円余も

仕払（相場當時高直故四千円ニ者候へ共一磅五円と見做、其内交

際費尤多シ）有之故ニ今小生婚礼セシトモ一ヶ年ニ壹千円之増費

アレハ暮シ可申候

故ニ婚礼之義御聞済被下候ハ、英語者毎日右之者ニ習ひ可申候
(是迄英語稽古之為ニ仕払たる金額而已ヲ以テ右之者之衣服料ト)

ス)

先ニ申ス通り森公使御着英ニ付右之者ヲ雇入度様御申越相成たる

ハ、全ク井公之御周旋と存候故ニ、小生只今夫レヲ止メル利ハ無ニ

之、又右ノ者公使館へ不出候デハ折角之井公ヨリ之御周旋ヲ無ニ

スルモ如何と存、又者小生との婚礼御聞済無之時者、向後之暮シ

方ニも困却候と存ゼシ故、御返事有之迄者毎日（日曜日ヲ余キ）

午前十字ヨリ午後六字迄公使館へ通勤ヲスル方可然と存ゼシ故、左様取極メたり

此婚礼之義何となく右之者ヨリ井公へ文通いたし度様申居候ニ付

多分ハ文通致スル事と存られ候

吳々も婚礼相叶ひ候様、且又他人へ御文通及御相談ハ御無用、只

井・益・三へ而已御相談被下度

右之者之申スニ者、日本之風俗承りたる上者定メ養之助之分とし

て御取極メ有之事と存られ、左スレハ此義ハ相叶ひ不申云々咄シ

有之、小生之申スニ者其邊之処ハ如何候カモ難計候へ共、其邊ハ

いか様ニ也可相成と存らる云々申入置候

日本へ連れ帰りても衣服代共ニ一ヶ年千円有之候ハ、可然と存

候、先者右如斯、何卒婚礼之義御聞済被成下度様奉懇願候間、三

月中ニ御相談御済せ、四月上旬ニ米国郵便船ニテ御報御申越被

下度、恐惶謹言

明治十三年

一月五日

三井弁藏様

禁他見

[18] 三井養之助書簡（兄高景宛 明治二三年一月一五日付）

吉三号

一月三日、九日之兩便ヲ以テ差出シたる書状定メ連々御落手と

存候、就中九日便ニテ申上たる義ニテ巨細之事御承知相成たる様

愚考仕候

実ニ右之者と婚礼之義者難相成とハ存居候へ共、折角是迄相成立

候事故何卒出来ル事ナレハ御周旋被下度、八、九分者六ツ數と存候へ共、元来井公御承知之女故、御申立ニ寄りてハ随分婚礼出来候ヤニも被思召候ヤと存、先ツ折ニ角ニ貴君へ一度御尋不申内ハ何分机下之仕事と存、且又先便ニも申上候通洋行シテ女ヲ連れ帰り候而ハ不相成事とハ百も承知ハ致居候へ共、右ニ申ス通り井公ニ永ク使へ居、双方共井公之御世話ニ相成候事故、何卒相叶ひ候様偏ニ奉希上候定メ貴兄ヨリ尊父父母双公へ御上申之上者御驚入相成候事とハ存候へ共、井上公御承知相成候上者御父母公共ニ御承知相成候事と存一家ヲ以テ家ヲ守治スル者妻ニ有り、故ニ小生婚礼スル事ナレハ小生之希望スル者ヲ妻ニ致度、是迄三井家者夫婦共不好者ニテも親之差図ニ依リテ取極タル事まま有之候様小生存居、左アリテハ向後之處家賄之事者不及申、諸事静治ニ不相成、且又女房ヲ持テハ親ノ不好者ヲ持ニも善惡有之、故ニ何卒小生ハ三井家外人と思召テ外国人ヲ妻ニ御免シ可被成下度、尤先便ニも申上候通り、右之者者小生ヨリ少し老年ニ有之、賄之事、所帶向き之事克ク心得居、万事ニ不都合之事有之間敷と存候、只日本言語不通而已

一幼年之節者隨分よろしき教育ヲ請、獨乙仏語も習ひたる由一故ニ小生之希望スル件ニ左ノ通り

井上君ヲ始メ其他之諸君へ程克御相談被下候而何卒相叶ひ候様御指令被下度

右之者之申スニ者英國中ニテ婚礼致度由故ニ何卒左様相成候様御指令被下度

婚礼無滯為相済候ハヽ、凡四五ヶ年程も当地ニ罷居度、且又当地ニ罷居候ニ者一家ヲ借入度、左スレハ一ヶ年之入費六百磅ツ、五ヶ年間御通送被下度、尤衣服料ハ此外ニ五拾磅程右之通ニテ外者何も希望スル事無之候故、貴兄隨分相叶ひ候様思召ナレハ御相談被下度、又弥以テ六ツ數と思召ナレハ、其由巨細ニ御申送り被下度、左スレハ先方へ其由申入、双方是迄ニ申合セタル右之許ニ取消シ可申、併シ出来ル事ナレハ何卒相願度

一右之者之申スニ者、若シ小生尊父母双公無之時ハ直チニ婚礼スル歟尋有之、小生之申スニ者、壁ヘ父母双公無之時ニ而も尊兄ヘ一応御伺不申シテハ、後日小生之暮シ方ニ困却ス、就中當時小生ハ物産会社之名前人故、猶以テ尊父母兄之三公へ上申不致候ワデハ六ツケ敷云々申入置たり

一事義ニ寄りてテ後便ニ右之者ヨリ井公へ可差出書状毫通御手元へ差出シ可申候間、若シ貴兄ニ於テ相叶フ様思召時ハ、井公へ御届ケ被下度、六ツケ敷と思召時者当方へ御戻し被下度

一右文句ハ小生ヨリ婚礼致度様申入たる処、右之者も婚礼致度様希望シ、小生ヨリ貴兄へ此義ニ付テ出状セシ事ヲ予メ認メサセル積リ

一異々も難相成事とハ存居候へ共、何卒御実考被成下度

一先日も右之者之申スニ考、小生一応帰國シテ此義直チニ相談シ、再ヒ出英シテ婚礼致シたれハ至極都合よろしき様ニ云々申居候ヘ、共、元來小生之洋行セシハ留学之事故婚礼之義ニ而帰國スルコトハ難出来、併シ社用ニテ帰國セハ格別、左も無之時、*private*、左スレハ折角是迄勉強セシ甲非無之シテ益田始メ皆々ニ対シ大不都合、夫レトモ婚礼不致シテ転居スルか云々申入候處、大キニカナシミシたる故、後咄シ不致シテ事相済たり
一此書状定メ三月六日頃ニ御落手と存シ候
一六百磅ヲ、毎年御遞送之事六ヶ敷テ婚礼而已御免シ被下候時
ハ、兩人同道ニテ帰宅可致故、何卒御叶ひ被成下度候様奉懇願
候

明治十三年一月十五日

高明

高景尊兄君御親展

禁他見

一異々も六ヶ敷と思召時者御相談被下間敷シテ巨細之義御文通被下度

一父上様もハ小生此地へ参りたる後一度ヨリ御状御送り不被下、如何の事歟此段内々御尋申上候

[19] 三井養之助書簡（兄高景宛 明治二十三年一月二十一日付）
吉四郎 My Dear brother 22nd Jan. 1880

先便申上たる通り、彼ノ者ヨリ井上公へ可差出書状、今便御手元へ差出シ可申候間、何卒程克御相談被成下候而御報被下度
右書状ニ書認有之文句者、先便ニも申上たる通り小生ヨリ婚礼ノ右ノ者へ申入たる様子ニ（是者歐州之規則ニテ辟ヘ女ヨリ婚礼ノ義男ヘ申入ル共、人々エ咄シスルニ者男ヨリト申ス事ノ由也（内々申上る））書認メ有之候間、左様御承知被下度

右之者之伯母ヨリ者日々ニ小生へ咄シ有之、電信ヲ日本へ差出シテ者何程位相懸り候歟、又郵便ハ幾日頃ニ着スル歟、小生之父母公之御写真拝見致度云々、色々尋問シ、小生ニ於テも希望スル女之事故ニ逐一ニ返答セシ処、伯母之申スニ考、若シ此義御叶ひ不被成下候ハ、誠ニ～右之者ノ落力スルコト少ナカラズ、何と歟シテ御叶ひ被下候様ニ者不相成候歟、又伯母も七拾四才ニテ何時ニ死スルモ不知候故、早ク右之者之身ノ成行ヲ見置度由、且又昨年ハ伯母存外ニ損金セん由（其高ハ千百七拾三磅之由也）

乍去右之者と婚礼シたる為ニ物産会社之名前人ヲ余カレ、小生之暮シ方等ニ困却スル事有之候而者誠ニ以テ双方困却シ、折角是迄ニ勉強セシ事皆々水之あわニ相成候而者、益田ヲ始メ其他之者ニ對シテ誠ニ～面白く無之有様有之而者、親ヘ之大不孝者不及申、先祖ヘ対シテノ無申訛故ニ何卒貴君之御尽力ヲ以テ欧洲 Royal family ノ様ニ諸君程克御承知相成候様偏ニ奉懇願候
尊母上様之御考ニ者余り多からざる兄弟故ニ、何と歟相成様ニ被思召候歟ハ不存候へ共、井公其他の人々が御承知ナレハ定メ御父

母公共ニ御承知相成候事と存候

若シ右之者ヲ小生妻ニナス時者余り官員方へ永ク交際シテハ宜敷無之様存候、故ニ此由ヲ右之者へ申入、本月限りニテ公使館行ヲ差止メ、貴兄ヨリ之御文通ヲ相待居、左様御承知被下候而此義相叶ひ候様吳々モ奉懇願候、○今便今少し申上度候へ共別段申上ベキコト無之、依而貴兄ヨリ御申越之上統ニ御報可仕、夫迄筆ヲ此紙ニテ止ル、飛非之事者此限りニアラズ

一吳々も婚礼之義相叶ひ候様、且当地ニテ目出度為相済帰国スル様万事御尽力之程奉懇願候

禁他見

一封中之堀紙者若シ貴君此婚礼相叶ひ候様思召ナレハ御届ヶ被下度、万々一縁六ツヶ敷と御見做之節者御戻し被下度

〔20〕 三井高景書簡（下控）（養之助宛 明治二三年六月一日付）

十三年第六月一日

其後ハ意外之御無音ニ打過居候段御海恕可給候、先以憲御勇勝御勉務之義と無限相欽申候、當地父母御機嫌能被為入候条御休意可被成候、小生義昨冬俄ニ函館表へ出張、夫より同地方巡回いたし居、旁に意外之御無沙汰ニ相成申候、巡回も無滞為相済本年三月中旬無難帰京申候、帰京后も留主中之重用有之、加ルニ父上公本年一月より御出京ニテ深川宅ニて御逗留ニ相成居候て、雜事も有之候て甚延引ニ相成申候、父上ニも御用済ニ付四月二十三日西京

ハ御帰宅、夫ニ付小生事も此度ハ御同船申候て久々帰宅申候
扱先頃中より婚姻之義ニ付云々之書度々御投送、夫々入手披見申候、右縁段之義ハ深ク懇望之様子ニ候間、於小生も種々勘定考致候得共、逆も親父母ニおいてハ御承引無之ハ勿論、却而御腹立之上深御心配在之候義ト存候、三野村江相談も同様之事ニテ、決而良縁トハ存不申候故相談も行届候義ハ無之存候、小生ニおいて考候ニも縁段之義ハ一生之身之堅メニ候間、其身期望之者ニ候ヘハ可然事ニ候得共、外國之婦人ニテハ始終不都合不少、當時其元其國ニ在留ニ候間、其國之婦人ニ着目被致候ヘ共、帰国之上ハ決而其志永続之事ニハ無之、小生義も在米之頃ハ米國婦人ニ着目も致、本邦之婦人ハ遠不及候様ニ存候得共、帰国之后当今ニテハ決而其國婦人之宜敷も無之存候、是ハ人情之然らしむる所ニテ、於貴子ニ當時之志ト帰国之後トハ必表裏有之候義ハ人間当然之事ニ有之候間、帰國之後一家ヲ成し候上之事ヲ能々勘考専ニ存候、日々之不自由ハ勿論、衆人之附合等甚不都合不少、尤自然ニ國風ニ相別レ候事ハ勿論ニ候ヘ共、其頃ニ相成候得ハ其元ニ於テ本邦人ニ着目、外國婦人之不面白候義ハ必然之事ニ候、且右婦人之年も余程其元ト違ひ候事故、當時ハ望志深候故相応ニ被存候得共、必後年迄永続ハ無之事明々白々、將他人より存候ニも決而幸縁ト申者ハ無之、夫ニ付候てハ兩親之御名前も出候義ニテ甚不都合之事永世之人口ニ掛り候義（に附）（生おいても苦々敷義ニ存共、第一父母之尊意ニ戻り候義不孝之極ニ共）、兩親共兼て承知之御氣性ニテ其元ヲ長

々遠国へ御遣し之義ハ学成て後之義ヲ御樂ミニて当今之御心中ハ
中々筆紙ニ難尽、御心配之義常々恐察致居候、一刻も早ク成学之
上無滞帰國之事ヲのみ起居ニ御樂居之所へ右縁段之義上申候節ハ
染変テ苦而已ト相成、折角長々之留学も其功無之存候間、尚篤ト
勘考ヲ相成候へハ、善不善も相顯レ候事ニ存候、兼て承知之通外
國之風義ト違ひ本邦之縁段ハ両親之決義専一之事ニて、尚当家の之
如キハ同苗并大元方之義決も難捨事情ニ有之候、尤其元ニハ於遠
國長々之苦学、先年米國之留学ト違ひ、只一人の事故困苦も甚敷
候段ハ深察入候、且右縁段も切望之義故、程能相談も致度も存候
得共、何分前文之理由ニて小学生ニ於て可然存不申候間、小生之存
意而已申入候間、今一応深勘考有之度存候、早速返報可申入之処
時々種々之勘ヘも致居、久々帰宅ニテ彼是取甚延引之段ハ深御
断申入候

○過日広岡上京ニ候間、内々右之義相呴相談申候処、同女ニ於て而
も無論不面白候事ニ被申候間、同女よりも其理由御申送ニ候間、
夫是共一覽之上吳々後年之義迄も勘考之義祈望申候

[21] 三井養之助書簡（父高畠宛 明治二十三年一月二二日付）

一筆啓上仕候、当地最早霧煙深ク、昼中ニ瓦斯相持ヒ候日折々有
之、寒暖計者本日正午五拾度ニ而諸方ノ池ニ氷張り、去月中旬
ニ初雪降り、龍動北の方ニ而者凡三英寸モ積リ、其後ハ格別雪降
降

る如キ寒さニモ無之処、去十九日頃ヨリ寒さ相増、今朝ハ雪之如
キ霜降り併シ当年者如何之訊合ニテ有之カ、当夏者暑さ殊ノ外
薄ク寒暖計九拾五六度之日ハ兩三日ヨリ多カラズ、其余者至極涼
氣勝チニテ十月中旬ニ至り右申上候通り致降雪、其後ハ又々少シ
暖氣ニ而昨今ニ至テ寒さ増加シ、十月中旬ニ降雪セシ事者近年無
類之事之由ニ有之、又御地之新聞紙ニ而承知セシニ、東京も當年
者至極疊さ薄ク夫レガ為流行病等多カラザル趣承知仕、先以テ御
揃益御機嫌克被為在御座恐悦至極目出度御義ニ奉存上候、隨而當
方以御陰無異日々勤務罷在候条、乍恐御尊意易思召可被成下候、
扱着其以来大御不沙汰仕、過日以來鳥渡愚翰遞送之積り之処、何
歟彼是仕居候而終ニ今日迄書翰認メ仕舞兼て差出シ不申義、不惡
御用捨可被下候、市中商況ハ不相換不景氣ニ而何分も商ヒ薄ク大
手筋之取引一昨年之冬ヨリモ又々取引高減少シ、輸入品ハ不相換
多分ナレ共相場不出合ニ而、何品ヲ不論寢入之姿ニ而氣配殊の外
薄ク、日々市場ニテ之出来高直取引物無之氣味合ニ而、当支店持
之生糸土蔵所ニ現在有之候箇數凡七拾個ニ而相場下行ニ而壳捌
兼時々本社へ電報ニ而問合中ニ御座候、又樟腦ハ昨今少シツ、氣
配出始メ、老ホンドルド（量目）ニ付九拾志位ニ相成候へ共、心持
克ク壳捌ケル事無覚速（ナリ）白蠣ハ追々ニ下落、茶も紐育之方下落と
の噂サ故歟、買方見合之姿ニ而相場不立、併シ最早クリストマス
期（十五月廿云）前ニも近ソキ候故、是ヨリ少シツ、之取引相始り候事
と相楽シミ罷在、定メ毎周間差出シ申候「龍動物価報告状」ニ而

諸相場御承知相成候事と奉推察候、當地物産会社支店も近頃者（輪入品不相換御座候得共）とんと＼大商ヒ無之、只々旧アルワイントノ勘定（仕切勘定）致居候而已ニ而、其余者ボツ＼小売同様之取引致居候而已、又買入品ハ大蔵省調度掛之御用物品而已ニ而、小生考フニ者当年之利益者昨年ヨリモ半額以内之事と存候坪内安久事此度回木高配と交代シテ立帰り可致様益田ヨリ申越たる趣、併シ未タ同人是迄取扱來りたる用向回木へ引次済ミニ不相成故、帰國之日限不定、併シ当年末ニ者発足可致様子故、同人帰國之上当地巴里之様子及ヒ小生之事柄同人ヨリ御聞取可被下候此度當地支店ハ東京保險會社之代理店ヲ引請、向後同會社之事務モ取扱候様相成候訣合ナレ共、御承知之通り未タ當國ニ而三井之名前ヲ存居候人民多カラサル故、保險ヲ依頼ニ來ル人毫人も無之所謂有名無実ニ而困却仕候

○小生当夏者休暇として英國之南之方ニ有之候「アイルオーフホワイト」ト申ス小島エ見物ニ二周間罷出、同所ニ滯在中ハ日々諸方に有名古跡等ヲ廻見シ、此島者小島ナレ共鉄道線有之「此鉄道線者日本全國當時有之候鉄道線之里數ヨリも多ク、毎年夏休ミニ有名古跡ヲ見廻る人多ク（殊ニ当年ハ尤多シ）皇城アリ、古城アリ、陸海軍之屯所アリ、実ニ盛ナル小島ニ而製造所も二ヶ所アリ、島中ニ川及湖水アリ、人民ハ五万余人ニ而鉄道線無之場所ハ乗合馬車又ハ小蒸氣船等多クアリテ、日々乗客之為ニ諸方エ發車スル車馬船午前午後共合シテ四度ツ、も有之」

○森公使及妻君、南領事及妻君、富田一等書記官も無事ニ而、時々南兩人、富田ニ者面会仕候へ共、昨年筐瀬出張後ハ支店之用向キ一切同人引請候故、當時小生余り公使館へ不罷出（筐瀬折々參館ス）、故ニ當時之公使ハ除り（上の公使ノ如ク）小生不存申候○當夏大阪之商人伊東藤右衛門と申老人、商用ノ為メ渡来シ、其節西村ヨリ小生エ之書狀伊東氏持參、小生直チニ面会、同人之出張セシ模様柄逐一承知仕候處、今度大坂府下エ銅製造會社ヲ創立ノ由ニ而、銅板製造機械ヲ買入ノ為出張との趣、就而者右會社ヘも三井銀行ヨリも出金シテ株主者三井元之助様名前ノ由承知仕（尤モ此由者西村ヨリも文通有之たり）、伊東氏者既ニ此程無滞該機械買入約定ヲ為相済、當地發足シテ巴里エ罷出、多分本年中ニ者帰國との趣故、多分最早無事着之上西村ニ面会仕候ニ而、小生之出事様子病嘔シ致候事と存候

○高景尊兄御義、當夏御尊公と御同道御帰宅之上當時西京ニ御滞在中ノ趣承知仕候

○此程報知新聞拝見仕候處、東京三井銀行者為換請渡シ之時間日々午後一字迄ニ而諸民大半ニ困却スル云々記載有之、又横浜之或銀行者為換渡シ金差支ルニ付土曜日者正午ニも不相成ニ表ヲメ切

月曜日ニ至テ該為換金ヲ渡シたる趣、是者株金額全國中ニ而第四番迄ニも不レ下銀行と記載有之候へ共、銀行と而已ニ而不知、若シヤ三井銀行支店ニ而者有之間敷之心配致居候

○又此程坪内安久方へ同人之友人ヨリ送り越たる私信ニ曰ク、第一銀行頭取渋沢栄一ハ近頃大キニ甚タ評判不宜云々申越シ、就而者福地源一郎、渋沢喜作も評判悪敷、渋沢栄一者福沢^(アキ)勇吉と口論之上双方抵合セん評判本国ヨリ報知有之、益田孝も函館ニ而之一件ニ而少シ人望ヲ失ヒたる評判との由内々承知セシ^ム御知らせ申上候

十一月廿二日

十三年
養之助

○前田正名氏、比度惣領事ヲ拝命シ仏国巴里在留との趣承知仕候、先年御同人坪内と共に巴里へ御出張之節者御用掛七等官相当之處、此度俄ニ四等官ニ御昇級相成候故歟、当地巴里之公使館ニ而者大半評判悪敷色々の噂サ有之候

○昨春當國下議院役員リードト申者御地へ罷出、河村參議邸内ニ旅宿ノテ諸方見物シテ当地へ帰り、其後同氏自カラ日本之様子柄ヲ(画入ニ而)書認メたる書籍此程出来、小生老部相求メ一見セシ処、同人ノ見分セシ処者不申及、其他色々風俗之事認メ有之、就中西京之事ヲ至極克ク認メ有之、隨分ノ^ク面白ク有之候

○本年者御地及ヒ東京共ニ流行病少薄之由大慶ニ奉存上候、又米

穀者不相換騰貴之由ニ而、当地へ之輸入米ハ更ニ無之、最早日本米者当國ニ買入不出来、當節者小生日本手料理不致日々醤油而已相持ひ居候

○當時当地ニ男女之見世物有之、男者身ノ丈ケ一尺八寸ニ而量目九封度、年ハ本年廿才、女者身ノ丈ケ壹尺六寸ニ而量目四封度四分ノ三、年者本年十八才ニ而何レもイスパニヤ國ノ者ニ而、此度米國ヨリ渡海セン由、毎夜大入との趣ニ御座候

先者右御不沙汰御伺旁一書差出シ可申、乍恐鬼角時候不順之事故折角時候御厭ひ被遊被下度、當地ニ何歟御用向キ等有之候ハ、御申越被下度、小生悦ンデ御用弁可仕候、早々頓首

十三年
十一月廿二日

[22] 三井養之助書簡(父高喜宛 明治一四年一月一八日付)

昨十三年十二月卅日貴地大火之趣、昨十七日日報社新聞紙落手承知仕、実ニ驚入、併シ本行者先残りたる趣大慶之至り、何れ委細之義者後便ヘ可申上候へ共、先不取敢以端書御見舞申上候也
十四年二月十八日
三井養之助

父上様

[23] 三井養之助書簡(父高喜宛 明治一四年四月一日付)

口上ニ而御悔申上候

今朝横浜馬越恭平ヨリ申越候手紙ニ曰ク
篤二郎様久々御病氣御引籠御養生被遊候へ共、其ノ御甲斐無之終
ニ御死去被遊候よし驚入、併シ未タ何方ヨリも不申越候間、不取
敢御悔而已申上候、早々頓首

四月一日

父上様

養之助 (花押)

[24] 三井養之助書簡 (父高喜宛 明治一四年四月八日付)

四月八日

一樹徳堂尊父上様

過日ヨリ鳥渡一翰可差出積りニ而認メ懸ケ候へ共、何歟彼是致居
候而、終ニ本日迄書仕舞兼御用捨被遊被下度、今便時候御伺トシ
テ一書呈上仕候、先以御揃益御機嫌克被遊御座恩悦至極ニ奉存上
候、隨而私事も以御蔭無異不相換日々支店へ罷出居候条、乍恐御
心易思召被遊可被下候、扱、

時候之事

當歐州者何れも近年ニ類無之降雪勝チニ而、寒氣尤強ク故ニ当地
も隨而寒さ尤強ク、去一月十八日及十九日之双日者終日風雪実ニ
銀世界ノ有様ニ可、往来片側ハ雪凡六尺程も積昇り、故ニ表戸開
クニ困却セシ処多ク、往来ノ人々ハ風雪ノ為ニ日々ノ買出シ物ニ
不行、有合せ之食物ニ而両日共相暮シたる処多シ、又龍動ヨリ巴里
ヘ行鉄道線共雪ノ為ニ止り、渡シ船者風ノ為ニ不通、龍動ヨリス

コットランドエ行線路者尤ヒドク、拾五字間ニ而氣車通行スル処
者二十三字も相懸り、旅客者氣車中ニ而一泊シ、翌朝ニ至りて氣
車及線路ニ積りたる雪ヲ取去り、而て後ニ輪転セシコトも有之、
寒暖計ハ令度以下ニ降りたるコト數度有之、有名ノチームス川者
一面ニ氷張り (氷ノ厚サ三英寸ト云フ)、其上ニ而牛肉及羊肉ヲ
煮タル趣、尤諸方ノ池又ハ小川共 (如毎年) 氷張り (厚サ六英寸乃
至八英寸、毎年者三英寸ト云フ)、日々該上ニ而氷ニリヲ遊フ人
武万人乃至六万人 (此チームス川ニ氷張りタルコトハ千七百四拾
年ノ外此方ニ無之コトニ而、當年之寒さも其以來無之トノ趣)、當
時者殊ノ外天氣宜敷、凡一ヶ月も此方雨不降レ共、寒氣者未タ薄
クナラズ、正午之寒暖計五拾度以上ニ相成たる日者兩三日之外無
之、又有名之霧煙ハ昨年ニ比較スレハ薄キ方ナレ共、隨分瓦斯ヲ
昼中ニ相持ヒ申タリ
又スコットランドトハ先月中旬ニも降雪ニて大困却ノ様子、是も鐵
道線ニ雪積り故氣車雪ニ埋マリ、旅客氣車ニ而一泊シ、翌朝ニ至
り雪中ヨリ出タル由、併シ是レモ両三日ノコトニテ、其後者格
別ノ事ニも無之由ナレ共、スウェイデン及ノールウエーノ海道ハ未
タ氷ノ為メニ氣船不通、寒氣當地ヨリも強キ趣過日同地ヨリ之通
信ニ而承知仕り候

報知新聞ヲ読みたるコト

先月下旬、小生友人ヨリ報知新聞ヲ借入、一覽仕候處、尊公御義
十二月廿七日ニ東京御出立、御船ニ而御帰宅被遊候趣承知仕、当

節者何れニ御滞在有之候歟、又々御出府ニモ相成候コトと奉存シ
候

商況之事

毎周間小生相認メ候龍動物価報告状ニ而御承知相成候故ニ、左ニ
凡之事ヲ上申ス
当地商売ノ模様柄者昨年之冬ヨリ少々ツ、金融宜敷方ニ而アレ
共、兔角（天氣々候不順故歟）買手見合ノ姿有之氣配不出、日本
物產之賣買者白蠟、樟腦、生糸、茶、葛、木附子（五倍子ノコト）、
檳榔（茴香ノ類）、鮑貝ニ而毎月輸入スル高年々ニ増加シ、就中
白蠟ハ當時輸入尤多クシて相場日々ニ下落、當時ノ有高凡八千個
ニ而買手追々ニ減シ、當時ノ処ニ而者量目若干本ニ付四拾八志（洋銀
三弗半ニ當る）乃至五拾四志（洋銀凡拾五）^{ニ當る}、然レトモ卸シ賣ナレハ五拾四志
ニ而引取手一ヶ月ニ兩人有無、小売ト申シても拾五個以下武拾個
と買フ者ナシ（此白蠟ノ下落セシハ全ク輸出多ク、一年前著本
社ノ外輸出無之處、當時東京、横浜、神戸ニ居ル外国人ニ日本
人直チニ賣付、當地送ル故ニ追々ト輸入高多ク候て下落シ、是
全ク本社ノ誤りト存ズ）

樟腦も御承知之通り昨年一月頃者殊ノ外氣配宜敷、量目若干本ニ付
百五志（此洋銀凡三）乃至百七志六片（^{ニ當る}）ノ處、此相場ヲ聞
て本国ヲ積出ス者多ク、追々輸入高増加シ、當時ノ処ニ而者九拾
志（此洋銀凡式拾）ニ而買手ナキ姿ナリ、茶も上物者不壳捌ケ、下物
ハ下直ノ品ナレハ隨分買手多シ、併シ最早新茶ノ時故ニ昨今買控

ノ姿アリ、莫モ追々壳口增加シ、木附子ハ支那產ヲ第一トシ故ニ
輸入品少ナシ、檳榔者支那產ヨリ者品物惡敷故ニ直段も支那產之
半分位、鮑貝ハ有荷多ク相場寝入ノ姿也、米者最早當時ノ処ニて
ハ全ク現物無之故（望手多カレトモ）相場不立、内景氣者昨年之
此頃ヨリ凡四志も下落ス、生糸者先月上旬頃者氣配持直シ、故ニ
買手多カレトモ（相場も其後者日々ニ三片乃至六片ノ騰貴ノ処）
此兩三周間ハ又々寝入ノ姿ニて買手ナシ、氣配ハ止り居様子、前
橋式番半ニ而拾七志内外（ナレ共買手者拾六志内外）、又當國之
商ひ向キモ少しツ、宜敷方ニ而鐵道線及ビニレキ燈等之道路直
しも本年ニ至りて增加之氣味合、併シ此頃者又々グリーキ國ト土
耳基國トノ争ヒノ咄尊有之候故ニ、何れも相場下落ノ姿ニ而商人
者殆ト困り居、金融少シ跡モドリニ而御座候

魯國帝暗殺ノ事

魯國帝者三月（ヘキヤ）日於都府暗殺セラレたり（是則五度目也）、此帝
都ノ名者シントピートルスバグト申処ニ而魯國ニ而都府ニシタル
者近頃之處、又暗殺セシ者者双人ニ而即座ニ召捕ラレ、未タ夫ラノ者
ニナラズ、後度々新國皇ヲ暗殺ノ様子有タレトモ、未タ夫ラノ者
者召捕ニ不相成、如何ノナレハ其召捕セラレタル者之同類諸國ニ
有りて、總計凡七千人トノ由（是ハ委皆魯人ニ不有）、召捕セラ
レタル者者當年廿才ト十九才トノ兩人也（魯國人）、亡國皇之葬
式ハ去月三十一日ニ於都府相濟ミ、英國ヨリも太子兄弟夫婦ニ而
該地被越四月四日ニ兩太子共帰國ニ者相成タレ共、婦人者未タ彼

地ニ滯在中、此訃ケハ太子兄ノ婦人者新魯國后宮之姉君ニ而、太子弟ノ婦人者新魯國帝之妹ニ而則亡國皇ノ息女也、故ニ彼ノ地ニ而凡三周間乃至一ヶ月も滯在之上帰國トノ由、殊ニ右息女者當時妊娠中ノ由也

日本人ノ來英

本年ニ至而追々東京ヨリ商人渡英相成、既ニ貿易商會社員橋本重兵衛、岡田保一ト申ス兩人者去ル二月上旬ニ着英相成、頻りニ生糸壳捌キニ勉強致居ラレ共、何分言語不通故ニ（橋本ノコ）、岡田通弁ヲ成居候故ハカヽ敷不行、併シ最早先物者壳捌済ミ之由（此箇付拾七志三片がヘ度ニ）、其後三月下旬ニ至りテ大倉組之手代老人と横浜之陶器商人後藤と申者來英、又四月七日ニ正金銀行之副頭取小泉信吉と外堺人來英ノ報アリ、左スレハ追々日本人之店ヲ開キ直輸出モ盛大ニ相成候事と樂シミ居候

東京大火之事

如何之不幸ニ候歟、昨年十二月三十日以來東京ニ大火有之後神田松枝町又神田柳町又仮皇城御近火、品川之大火、其他大阪、横浜に大火何れも新紙ニ而逐一承知シ、実ニ驚入、併シ本行二者無事タル由新紙ニ而承知仕大慶ニ奉存上候得共、如斯大火數度有之事者美歐州ニ於而も無之、併シ本年者諸國共不幸相続キ、當國スコツトラン（^{ハコ}）道者大雪ニ而近年ニ無之大困り、又昨今者當國前大政大臣大病ニ而日々新紙ヲ以て該報ヲ承知致居、亦伊太里亞國領之小島者地震ニ而一島共破レ死人夥多、後亦キヨト申ス小島も地震ニ而

破れ、死人五千人トノ事ナレ共未不日々吟味最中、追々死人ヲ見出ス様子、後亦キニバ島（米國ノ近辺ニ而）ニ地震有り、是者未タ死人其他之様子柄不分明、亦ニースト申処（元伊太里領ノ）ノ芝居、瓦斯ノ為ニ出火シ、死人武百五六十人も有りたる報知、其他諸方ニ鉄道之間違等數多実ニ困却之事多シ、余者外報ニ而御承知被下度

篤二郎様御死去之由馬越恭平ヨリ文通有之、承知仕実ニ驚入申

篤二郎様御死去之由馬越恭平ヨリ文通有之、承知仕実ニ驚入申候、右ニ付高弘君横浜元締役ニ御転任之趣馬越ヨリ文通有之、承知仕たり

南領事之事

南領事者本年一月頃ヨリ不快ニ而引籠養生ノ処ハカヽ敷不行、昨今ノ処ニ而者肺病ノ趣実ニ氣ノ毒千万、同人事者最早当地ニ住居スルコト六ヶ敷、故ニ医師ノ差団ニ而海岸へ出て養生シ、本年秋ニハ一応帰國スル様トノ咄シ故ニ、三月十一日ヨリ當國ノ南ニ

當る海岸被出當時養生中ナレ共、次第ニ惡敷（有タリ）（^{本日文通}）、細君も同地エ（小生付添）被參居候

富田鐵之助氏ノ事

富田一等書記官者米國ヲ廻り、帰國致サレタリ

支店勘定書ノ事

一昨年九月一日ニ当支店ヲ開キシ後之勘定書ヲ製シ、此程笹瀬ヨリ本社へ差出シタリ、故ニ定メ御承知相成たる事と存候

品物遞送セシ事

先頃小生友人和歌山県士族小浦鉢三郎と申者帰國スルニ付、尊兄様宛ニ而尊公へ可差出花生及ランプヲ相托シ、定メ最早當節者御落手相成たるコトと奉存候、右小浦と申人者先年当地へ來りシ後井上之世話ニ而小生と同居致居、懇意ニセシ人ニ御座候
先者右如斯、余り御不沙汰仕候故ニ鳥渡時候御伺旁一書呈上仕候、折角時下御願ひ被遊被下度、当地及仏国ニ御用等有之候ハヽ、何成共被仰越度、御用弁可仕候、早々頓首

参り、併シ本月末或者来月上旬迄も相待候ハヽ、着荷候事と存、誠ニ以て難有仕合、此段御厚礼申上候、実者此程も笠瀬元明宿元ヨリ同人へ向ケ日本食物數品送り來り、小生久々ニ而食仕、坪内ヨリ申来りシ後者日々着荷ヲ相待居、其樂しミ事御推察可被下候、何れ荷物着候ハヽ、日本食事ヲ相催シ、當時当地ニ滞留之日本人ヲ相招キ可申積リニ御座候

右日本人と申ス者別段余の人ニも無之、徳川家達殿（旧名龜之助）と同氏之家令家從而已ニ有之候

〔25〕 三井養之助書簡（父高喜宛 明治二四年八月付）
一筆啓上仕候、當地當年之暑氣最強凡廿二ヶ年此方ニ無御座趣ニ承り、併シ不順ナル事非常ニ而、一日者寒暖計九拾度余ニ昇レハヽ、一日者七拾度以下ニ下り、一日者晴天、一日者曇天、夫レガ為ニ病ヲ引出ス者実ニ多ク、且又例年歐州ノ習ひトシて夏ノ日ニ二者凡一ヶ月乃至二ヶ月モ河岸亦者山中ニ遊ビ出ル者多ク有リ之候処、本年者最其数ヲ增加シ、御地者如何之時候ニ有之候歟、最早暑氣強

高福・高朗・高尚・高棟之四公御地ノ内國博覽會御見物ノ為ニ御出府相成たる趣、定メ此頃ニ者最早御帰宅相成候事と存候、同会も定メ至極賑合、日々見物人多ク出たる事と存候

主上今般又候北國御巡幸被仰出たる趣新紙上ニ而承知仕候、高景尊兄ニ者東京簿記學校試験為御済相成たる趣新紙ニ而承知仕、御前ニ奉大慶候

当支店ニ於て毎周間ニ發兌仕候倫敦物価報告状ヲ每便ニ入御覽ニ相成タル事ト奉推察候、先以御捕益御機嫌克為遊御座恐悦至極、目出度御義ニ奉存上候、隨而小生以御蔭無異不相換勤勉強罷在候条、乍恐御尊意易思召被遊可被下候、陳者此程坪内安久ヨリ輸ヲ落手仕、同書ニ曰ク、御尊公ヨリ私ヘ日本食物御通送仕候ニ付、右送り方坪内ヘ被仰付候ニ付、巴里支店ヘ不日ニ物産会社本店ヨリ送り荷物便ヲ以て、右品ヲ同店へ向ケ差出ス云々申來り、右ニ付即刻巴里支店ヘ申遣シ置候處、未タ着荷不相成趣申

市中ニ而平日往来ニ而立売スル者去月上旬ヨリ下旬迄者日本製團扇々子及ヒ日本日傘而已ニ而、就中團扇ノ売高凡式万本ニシテ當時品切れニ及ヒ、團扇々子共売価若干ニ付若片がヘ（凡セ舟）

日本領事館者今般日本政府之都合にて公使館へ合併シ、是迄之事

被遊可被下候

[26] 三井養之助書簡（父高喜宛 明治二十四年九月七日認メ以英便差出ス）

務者惣ジテ公使ヘ引渡シ、書記生扱之、而シテ南領事者三田書記生ト同道来ル十五日当地御出立、廿一日馬港出帆之、鉄船へ乗込御帰朝相成ヘキ御積リ、且南氏ニ者過日も申上候通り、當時不快申ニ而医師の申スニ者一日も早く帰国スル方可然、左ナキ時ハ全快

無覚束云々、殊ニ昨今者又々病氣再発ノ氣味合ヒテ実ニ氣の毒千萬、同氏の宅ヲ兩三日前ニ取片付、後チ六日ヨリ小生の旅宿仕居候処へ御引移リ、昨今者小生御世話致居候

巴里支店諸中島才吉店用ニ而去八日ニ帰國仕、益田氏ニ一応種紙の事ニ付面会シ、再ビ出巴の趣申参りたり

神戸商人池田清左衛門ハ英人双名と組合、此度当地江出店シ日本物品ヲ売出ス様子ニ而、既ニ此程開店シて當時勉強最中ニ御座候、同店ニ者三代將軍ノ御道具ヲ飾り付余程美ナル品々有之趣、小生者未タ不参レ共評判ハ隨分宜敷、諸新聞紙ニ報告書有之候是迄仏國里昂出張所詰江木保男ト申者、來ル廿一日ノ船ニ而帰國可仕、同人帰朝之上當時之商況同人ヨリ御聞取被遊可被下候

先者右如斯御不沙汰御伺旁以一書時候御伺申上候、折角時下御厭ひ被遊可被成下候、早々頃首

十四年八月

養之助（花押）

樹德堂尊父上様

南氏ヘ托シ御手元ヘ向テ英國皇族の写真数枚差出候間、御落手

坪内ヘ申遣シ置候

吳々ニも佃煮と梅が加之腐居ニハ残念仕候、尤此趣先使ニ鳥渡^{アラカミ}ト

樹德堂尊父上様

養之助（花押）

陳者坪内ヘ御申付相成候而私方へ御送り被下候日本食物者、去週間ニ巴里支店ヨリ送り越、難有無滯正ニ入手仕候間、此段御厚礼

申上候、右食物之内佃煮と梅が加でんぶ之両品者如何セシ故歟乍残念皆腐居、尤着荷セシ時直チニ煮直シ候へ共何分句ひ甚敷候

とても食スルコト不叶、故ニ其儘ニシテ取捨申候、海苔 葉子、

鰹節、味噌者至極味克、即刻右品々以て去三日ニ徳川家達殿ヲ招キ、日本料理ヲ饗應仕候、其節之入來人々姓名左ニ申上候

徳川家達殿^{（旧名）}、河田照^{（ノ家令）}、山本安三郎^{（ノ家令）}、竹村金悟^{（ノ家令）}、大久保某^{（官久保議）}、末松謙澄、三田倍^{（書記生）}、笛瀬元明、

益田英作、諫早西三、之捨人ニ而、料理者左ニ

味噌汁^{（身入）}ニすし^{（鮭ノマツタケノ類）}、鮭作り身と鰻ノ四品と、外ニ水菓子ニ酒ノ類ニ而一同大悦之様子ニ有之候

其後ニ又横山、後藤、小泉、笛瀬、益田等ヲ招キ右ノ品々ニ而饗應セシ處、大悦之様子ニ而久々日本食物ニ而集会仕候

九月七日

ニ御座候

〔27〕 三井養之助書簡（兄高景宛 明治一五年九月一五日付）
英國倫敦明治十五年第九月十五日仏便

高景尊兄上様

本年第七月十日西京ニ而御認メ之御状只今当地へ相着、難有即刻奉拝疏候、先以て御捕益御機嫌克可被遊御座、恐悦至極目出度御義ニ奉存上候、陳者拙生帰國之義ニ付五月十九日付之以書状委細之義申上置候處、其後園田領事、アルワイン氏（兄）、笛瀬、其他之者四五名より色々ト添心有之候而、終ニ本日迄当地出立候事ヲ見合セ、未タ乗船等取定メ不仕候得共、昨日より弥兩三日内ニ当地ヲ出立候而帰國候事ニ相決シ申候、其次第左ニ

最早當地ヲ始メ印度地方共ニ暑氣強からず、コレラ病も薄ラギイジプト戦争も英國勝利ト相成、旁十月一日之仏船ニ而帰國候積り之處船宜からず、依而十月十五日仏國馬港出帆之汽船“Yang-tse”号エネブールス港より十月十七日ニ乗船シて横浜エ者十一月三十日ニ到着候手配ニ八、九歩取極メ申候得共、當今アルワイン氏（兄）不在、依而同氏帰店之上取極重便委細之事御文通申上候

拙生帰國候ニ付先頃より友人共ニ鑑応ニ相成たる故ニ、小生も友人共フ鑑応セシニ入費殊之外相懸り大困却申候、小生当地へ参り候節者中等ニ而有之候得共、此度帰國候ニ者上等ニ致スル様トノ添心故ニ、甚々困却ニ者候得共、無拗事故ニ上等室ヲ買入る積り

巴里支店詰之浅田ト申ス者病氣ニ而此船ニ而帰國仕候由、若シ早く承り候ハ、同船申候ニ、兩三日前承知候事故ニ同船不出来美ニ残念、益田に対シても氣之毒ニハ候ハ共致方無之候、小生之荷物、横浜ヘ向ケ六個、神戸ヘ向ケ二個過日差出シ申候、拙生帰國之頃者尊兄ニも御在東京と存候、此状御入手次第毫通香港日本領事館迄御差出シ置被下度奉願上候

十一月十二日馬港出帆船“Simone”^{シムーナー}号者 ^{H&H&会社} Messageries Maritimes Company ニ而第一等ト申ス船ニ而有之候間、此船ヘ乗込ミ帰國候様添心異候人々有之候ヘ共、余り延引候故ニ残念ながら此船ヘヘ乗込ミ不申候

Egyptian War News. 者定メ貴地之新聞紙ニ而御承知之事と存候間略ス

先者右如斯、余者拝顔之上万々可申上候、早々頓首

尚々時下折角御厭ひ被遊被下度、小生も當時者至極無事ニ而日々不相換支店ヘ罷出居申候間、乍憚御安心被下度
尊父母両公ヘ可然御鶴声被下度奉願上候

付錄(1) 大藏省「荷為替貸金取扱命令書」（明治一〇年一月五日付
大蔵省用箋）

（内表紙）
〔荷為替貸金取扱命令書
〔朱書〕
〔古第百十九号〕

」

三井物産会社

ケ年百円ニ付五円ノ利息ヲ徵収スヘシ

第五款

今般海外荷為替貸金取扱方其社へ申付候条、別紙命令条規ニ準拠シ不都合無之様從事可致、此旨相達候事

明治十年十一月五日

大藏卿大限重信（大藏卿印）

荷為替貸金取扱方命令状

大藏省ヨリ資金ヲ下付シ三井物産会社ヲシテ海外（支那ヲ除キ）荷為替ノ事務ヲ取扱ハシムベキ命令条款左ノ如シ

第一款

大藏卿ハ海外為替ノ基準ニ充ルカ為メ茲ニ三井物産会社ヲシテ荷

為替貸金ノ事務ヲ取扱ハシムルヲ以テ、三井物産会社ハ宜シク此

ノ意ヲ體シ務テ不都合ナキ様注意スペシ

第二款

荷為替貸金ヲ取組ラナスハ（荷為替者ハキサ）本邦人ニシテ直ニ海外ヘ

出荷スル者ニ限ルヘン

第三款

三井物産会社ハ荷為替取扱方ニ付繫要ナル程規条款ヲ調成シ、大藏卿ノ許可ヲ經テ之レヲ公告スベシ

第四款

茲ノ条款ニ拠テ大藏省ヨリ三井物産会社へ下付スル所ノ金額ハ一ヶ年三拾万円迄ハ無利息タルベシ、三拾万円以上ニ至ルトキハ一

シ、其正ヲ納付人へ渡シ其副ヲ國債局へ送致スベシ

但洋銀ヲ我通貨ニ改算スルハ其証國債局へ到達ノ日ヲ以計算ス
ヨリ少ナキトキハ、東京ニ於テ三井物産会社ヨリ之レヲ補償シ、
多キトキハ之レヲ該会社へ返付スペシ

ヘシ

第十款

第九款ニ拠リ領事へ納付スル所ノ金額若シ下付ノ元金或ハ元利金
モノアル時ハ該領事ヨリ臨機如何様ノ所置ヲ受クルトモ之レ
ヲ拒ムノ權ナキモノトス

但支店ニ於テ判然タル損害ノ点ナクシテ故意ニ納付金ヲ怠ル
モノアル時ハ該領事ヨリ臨機如何様ノ所置ヲ受クルトモ之レ

第十一款

下付元金或ハ元利金ハ遲クトモ米國ノ分ハ下付ノ日ヨリ六ヶ月以
内、歐羅巴ノ分ハ八ヶ月以内ニ領事へ納付スヘシ、萬一物品ノ不
捌ニテ其期ニ違フトキハ更ニ其期日ヨリ相当ノ利息ヲ徵収スベシ
ト雖モ、猶四ヶ月間内ニハ必完捌、其金額ヲ納付スペシ

第十二款

三井物産会社ハ予メ其海外在留取扱人或ハ代理人ノ姓名ヲ國債局
ヘ届出ベシ

第十三款

茲ノ条款ニ拠リ荷為替貸金ノ事務ハ一切三井物産会社ノ全權タル
ヲ以テ、之レニ依テ生スル所ノ損益ハ亦一切該会社ノ負担スペシ
モノニシテ、大藏省ハ之ニ關与セザルモノトス

第十四款

大藏卿ハ何時ニテモ此ノ命令条款ヲ取消シ、或ハ変更改正シ得ベ
キモノトス

明治十年十一月五日 大藏卿大隈重信○(大藏卿印)

第一号雛形

拝借金之証

一金幾許(朱書)

「若シ利息ヲ付スルトキハ」

（利息老ヶ年何分ノ割）

右者別紙荷為替明細書ニ拠リ為替貸金トシテ拝借仕候(朱書)〔何〕年

〔何〕月〔何〕日迄ニハ無相違(朱書)〔何〕國在留領事〔何〕ノ〔誰〕ヘ

右為替貸金ノ元利金トモ悉皆納付可仕候、若シ不得已事故アリテ
右期限ニ後レ候節ハ、其日ヨリ更ニ相当ノ利息ヲ付シ上納可仕
候、且又右ノ通り領事へ納付ノ金額ヲ以テ拝借ノ金額或ハ之レニ
付シタル利金ヲ償フニ足ラザルトキハ當会社ヨリ補償可仕候也

三井物産会社代

〔朱書〕〔何〕ノ〔朱書〕〔誰〕

年号月日
國債局長〔朱書〕〔何〕ノ〔朱書〕〔誰〕殿

第二号雛形

荷為替明細書

一荷主姓名

三井養之助（高明） ロンドン來状

- 一品名
一箇数
一品柄
一原価
一分通金額
一輸送国名
一外国在留取扱人或代理人
一出帆月日
一積込船名
- （命令状更正）（明治一〇年一二月二三日付）
- 三井物産会社
荷為替貸下金英米其他ノ在公使領事へ納付ノ金額代り金渡方之
儀、彼地ノ相場ヲ以計算候テハ不都合ノ廉有之候間、以来横浜ヨ
リ彼地ヘノ為替相場ヲ以渡相場ヲ以渡方可致、仍テ命令状第九款
別紙之通更正候条其旨可相心得候事
明治十一年十二月廿三日
- 大藏卿大限重信○（大藏卿印）
- 命令状第九款更正
- 領事館ニ於テハ、其地在留三井物産会社取扱人或ハ其代理人ヨリ
金額納付ヲ乞フトキハ曾テ國債局ヨリ送致シ来ル所ノ証書并明細

書ニ対照シ（其金額ノ多少ニ拘ハラス）受取証書正副式通ヲ製
シ、其正ヲ納付人へ渡シ其副ヲ國債局へ送致スヘン
但納付スル所ノ代リ金ハ其納付ノ日ヲ以テ横浜ヨリ各国ヘノ為
替相場ヲ用ヒ、亦洋銀ヲ我通貨ニ改算スルハ其証國債局へ到達
ノ日ヲ以テ計算ス

付録(2) 三井物産会社「龍動出張員心得」（明治二一年一月二三日付）

龍動出張員心得

此度英都龍動府へ当社代理ヲ派遣シ商務ヲ弁理セシムルニ付其取
扱ノ要件ヲ左ニ掲載ス

第一 荷為替金受払ノ事

第二 米麦等アルウキン氏へ売捌ヲ委任セシニ付之ヲ監督スル事
但シ右ニ付代金ノ受払ヲ負担スル事

第三 陸軍省約定総及毛布買入方ヲアルウキン氏ニ委托セシニ付
之ヲ監督スル事

第四 巴里支店ト連絡シ我物品中龍動ノ需求ニ応スルモノハ販売
ヲ試ル事

荷為替金受払ノ事

第一 荷為替金トハ本邦ヨリ海外へ輸出スル物品へ対シ貸付セシ
ニシテ、龍動へ送還スル分ハ其荷物ニ属スル諸証書（海上受証書
及荷主証書等）類ヲ送ルニ付、出張員ハ此荷物ヲ預リ証書面ニ照準シテ
荷物引替ニ貸付金員ヲ領收スベシ

第一 海外荷為替ノ金員ハ都ア大蔵省國債局ヨリ拝借シテ荷主ヘ

貸付スルニ付(ヲ毎時局へ差出セシ託書ノ写)、貸金領收次第該地我カ領事館へ上納シ、受取証書ヲ得テ直チニ本社へ達スベシ

但シ諸事大蔵省海外荷為替取扱命令書ニ照準スベキ事

第三 仮令本社ヨリ輸送セシ物品ヘ付ケタル為替金ト雖トモ、他ト同様ニ取扱ヲ為スベシ

第四 荷為替金ヲ貸付セシ物品ノ価格下落シ、若シ貸付金ニ不足ヲ生スルヲ見バ、其事ヲ直チニ本邦へ電信スヘシ

米麦等アルウキン氏へ売捌ヲ委任セシニ付之ヲ監督スル事

第一 当社ヨリ輸出スル米麦ハ同人へ売捌ヲナサシムルニ付、其取扱ノ事ハ飽迄同人ヲシテ責任ニ立タシメ、唯彼ノ実際取扱如何ヲ監督スベシ

但シ日々同氏ノ社へ出張シテ実地事務ノ取扱ニ從事シ、専ラ

龍動ノ商事ヲ熟知シ、併テ本社ノ商務ヲ監督スベシ

第二 米麦ハ通常大蔵省ヨリ御委托ノ品ヲ輸出スルニ付、其取扱及代價領收等ニ付テハ殊ニ注意ヲ要ス、而シテ其代金ノ受払ハ都テ荷為替取扱ノ手続ト等シク、領收次第直チニ領事館へ上納シテ受取証書ヲ受クベシ

第三 右ノ米麦ハ必ラス船積証書ヲ出張員へ送付スルニ付、着荷

藏入ノ上ハ藏預リ証書ヲ取り置キ、売却セハ荷物引替ニ代金ヲ受領シ、直チニ領事館へ上納スベシ

第四 都ア米麦壳佈景況等ハアルウキン方ヨリモ報知ヲナセト

モ、尚又篤ト実況ヲ細報スルハ勿論搗米器械等ヲ広ク点検シ、且ツ需用者ニ就テ其好惡ヲ尋問シ、聊カモ我ニ裨益スルモノア

レハ直チニコレヲ報知スベシ

第五 此商事ニ就テ得ル所ノ両地手数料及海上保険料等ノ利益ハ悉皆合算シ、費用ハ此内ヨリ支弁シ純益ヲ双方ヘ分賦スル約条ニ付、龍動ニ於テ実際所得トナル所ノモノヘ注目シテ彼ヨリ計算書ヲ受クベシ

陸軍省約条ノ総及毛布買入方ヲアルウキン氏ニ委托セ

シニ付之ヲ監督スル事

第一 此商業ハ兼テ約定ニテ買付方ヲ同人ニ委托セシニ付、買入

方及受渡方等ハ彼ノ代人トナリ、自ラ其事ニ当リテ彼等ノ所為ヲモ点検シ、且ツ其取扱方等ヲ熟知スベシ

第二 物品ハ兼テ陸軍省ヨリ下付セラレタル見本ト聊カモ相違スルコト無ク、且ツ価モ可成下廉ニ買收ヲナスコトニ注意スベキ

ハ兼テアルウキン方ニ於テ深ク心得居ル所ナレトモ、尚常ニ督責ヲ加ヘ彼ヲシテ益此ニ意ヲ灌キ、決シテ輕忽ノ取扱勿ラシム

第三 此総并ニ毛布買入レニ当ル代金ハ都テアルウキン方ニ於テ彼地銀行ト引合荷為替ヲ取組ミ、荷物当地へ着ノ上代價ヲ渡スノ約定ナレハ、出張員ニ於テ之ニ顧慮スル処無シ

第四 此商事モ米ニ等シク兩地ノ手数料ヲ加算シ、其内ヨリ諸費用ヲ除キ純益ヲ双方エ分賦スルノ約定ナレハ、其心得ヲ以テ彼

ノ勘定書ヲ調査スペシ

帳簿及金銀取扱ノ事

巴里支店ト連絡ヲ通シ我物産中龍動ノ需求ニ応スルモ

ノハ販売ヲ試ムル事

第一 巴里支店ニ我諸物品ノ見本ヲ貯蔵スルヲ以テ龍動ノ需用ニ

適應スルモノハ取寄せ壳試ミヲナシ、何品ニテモ其目的アルモ

ノハ都テ巴里支店ト打合セ本社ヘ申報スペシ、本社ニ於テハ直

チニ其求メニ応シ送り荷トナシテ輸送スペシ

第二 凡ソ我物品ニテ彼ヨリ買入ノ注文ヲ依頼セラル、トキハ、

可相成見本品ヲ添テ本社ヘ申報スペシ

但シ価格并ニ受渡ノ期限ヲ約スルトキハ、能ク巴里支店ニ協

議シテ可相成危険ニ走ラサル様約定ヲナスベシ

第三 米麦壳捌キ毛布絨買入ノ外ハ別ニアルウキント約定無之ニ

付、我カ諸物品ヲ販売スルニ於テハ敢テ彼ニノミ依頼スルニ不

及、実際便宜ニ從テ取計フベシ、然リト雖トモ必シモ他ノ者ト

迂闊ニ取組等ナスペカラス、アルウキンニ於テ誠実ヲ以テ相接

スル以上ハ能ク彼レニ相謀リ、不都合ノ無キ様周密ニ注意シテ
取扱ヲナスベシ

滞在費額之事

一出張員滞在ノ費額ハ當方ニ於テ予定ナシ難キヲ以テ、凡六ヶ月

間モ実試ヲナシテ詳細ヲ本社ヘ報シ、然ル後取究ムベシ、尤モ

可相成節儉シ、一切ノ費用凡ソ一ヶ年千五百円ヨリ千八百円迄

ヲ目的トシテ支弁スベシ

一帳簿ハ外出張所ノ如ク毎年精算ヲ立テ本社ヘ申報スペシ

一アルウキント本社トノ勘定ニテ龍動ニ属スル分ハ、彼ノ帳簿ニ

記載スルモノヲ掲ケテ勘定書ヲ送ルニ付、夫ヲ調査スペシ

一聊ニテモ本社ヘ送リ金アレハ絨毛布買入代ニ転スルカ、又ハ外

領事館ヘ上納シテ國債局ヘ為替ヲ取組ムカノ両様ニ取計可シ

一巴里支店ヨリ取寄せ壳捌キタル物品代価等アレハ、必ス之ヲ同

店ヘ送リ、時々明瞭ニ決算ヲ遂クベシ

一英貨ト横浜洋銀トノ為替相場ハ最モ当社ニ關係多キヲ以テ、毎

郵便コレヲ報告スペシ

明治十一年一月十三日

元 方